

第第第

- 第6期多治見市障害者計画 —
- 第5期多治見市障害福祉計画 —
- 第1期 多治見市障害児福祉計画 (平成30年度-平成32年度)

目 次

第	51章 計画の策定にあたって	
1	計画策定の経緯······	5
2	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	これまでの計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	「障がい者」の表記について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第	52章 障がい者の現状と課題	
1	障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
2	アンケート調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	障がい者団体との意見交換会による課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
第	3章 第6期多治見市障害者計画	
1	施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
2	基本目標· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	82
3	基本方針· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	82
4	重点施策· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	83

第4章 第5期多治見市障害福祉計画

1 2 3	障害	音福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標 · · · · · · · · · · · · · · · · 99 音福祉サービス及び相談支援の見込量と確保の方策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第	5章	第1期多治見市障害児福祉計画
1 2		引見支援等の提供体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121 引見通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の見込量と確保の方策・・・・・・・ 122
資	料編	
資料		多治見市障害者計画等策定委員会設置要綱······129 多治見市障害者計画等策定委員会の開催状況·····131
資料	43	多治見市障害者計画等策定委員会委員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·



我が国では、障がい者及び障がい児が、尊厳のある日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現することを目指し、障がい福祉に関する制度を整備してきました。

多治見市では、障がい者及び障がい児のための施策に関する基本的事項について第 5期多治見市障害者計画を見直すとともに、障害福祉サービスの提供体制を確保する ため第4期多治見市障害福祉計画を見直し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提 供体制を確保するため第1期障害児福祉計画を策定します。

最後になりますが、これらの計画の策定にご協力いただきました策定委員会の委員 の皆様、アンケート及び意見交換会を通じてご意見をいただきました市民の皆様並び に障がい者団体等の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月 31 日

多治見市長 古 川 雅 典

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

このたび、多治見市では、第6期多治見市障害者計画、第5期多治見市障害福祉計画及び第1期多治見市障害児福祉計画を策定しました。

障害者計画は障害者基本法を、障害福祉計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を、障害児福祉計画は児童福祉法を根拠とする計画です。

多治見市では、障がい者及び障がい児に関する施策を一体的に進めるため、これらの計画を一体的な計画として策定しました。

計画の策定にあたっては、障がい者団体に所属している方及び障害福祉サービスを 利用している方にアンケートを行うとともに、障がい者の方及び障がい児の保護者の 方との意見交換会を行い、計画に反映しました。

2 計画の位置づけ

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけは、それぞれ次のとおりです。

障	害者計画	
	根 拠 法	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項
	性格	市町村における障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策
		に関する基本的な計画
	計画期間	平成30年度~平成32年度
障	害福祉計画	
	根 拠 法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平
		成17年法律第123号)第88条第1項
	性格	厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害福祉サービスの提供
		体制の確保、法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画
	計画期間	平成30年度~平成32年度
障	害児福祉計画	
	根 拠 法	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項
	性格	厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害児通所支援及び障害
		児相談支援の提供体制の確保並びに円滑な実施に関する計画
	計画期間	平成30年度~平成32年度

3 これまでの計画

多治見市では、これまで各法律に基づき、次のとおり各計画を策定してきました。

障害者計画	障害福祉計画
第1期(平成10年度~平成16年度)	
第2期(平成17年度~平成21年度)	第1期(平成18年度~平成20年度)
第3期(平成21年度~平成23年度)	第2期(平成21年度~平成23年度)
第4期(平成24年度~平成26年度)	第3期(平成24年度~平成26年度)
第5期(平成27年度~平成29年度)	第4期(平成27年度~平成29年度)

[※]障害児福祉計画は、今回初めて策定しました。

4 計画の進行管理

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、福祉及び健康に関する各種計画の上位計画である多治見市地域福祉計画とともに、多治見市地域福祉計画評価委員会が各計画の実施状況を点検し、評価を行います。また、この委員会が評価した結果を公表します。

5 「障がい者」の表記について

多治見市では、平成20年度の公文書から「障害者」を「障がい者」と表記しています。ただし、次の用語、名称等については「障害者」と表記しています。

- (1) 法令等で定められている用語、名称等
- (2) 固有名詞

第2章

障がい者の現状と課題

1 障がい者の状況

1 身体障がい者の状況

多治見市内の身体障害者手帳交付年齢構成別の推移

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	70	66	70
18~64 歳	1, 146	1, 092	1, 056
65 歳以上	3, 716	3, 758	3, 809
総数	4, 932	4, 916	4, 935

資料:岐阜県身体障害者更生相談所(各年度3月31日現在)

多治見市内の身体障害者手帳交付等級別の推移

(人)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1	級	1, 471	1, 491	1, 522
2	級	706	722	722
3	級	1, 057	1, 035	1, 043
4	級	1, 192	1, 171	1, 149
5	級	285	287	280
6	級	221	210	219
合	計	4, 932	4, 916	4, 935

資料:岐阜県身体障害者更生相談所(各年度3月31日現在)

多治見市内の身体障がい種別別及び年齢構成別の推移

(人)

多治見市内の身体障がい種別別及び年齢構成別の推移								
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度			
					18 歳未満	5	4	4
視	覚	障	が	()	18~64 歳	64	60	58
加	兄	l/ P	/J`	υ,	65 歳以上	240	244	237
					計	309	308	299
					18 歳未満	7	4	6
描 :	当 . 立	海 機	能障な	Š I N	18~64 歳	59	60	56
4心.	元 丁		Hピ P午 ん		65 歳以上	261	252	259
					計	327	316	321
					18 歳未満	0	0	0
辛吉。	≘缸.	マー ム	. / 桦台	障がい	18~64 歳	8	8	9
ВР		()	/ \ 10X HE	3P年73 · 0 ·	65 歳以上	46	47	44
					計	54	55	53
					18 歳未満	44	44	45
肢	休	体 不	不自由	由	18~64 歳	680	650	628
112	ľŤ	-1-	П	щ	65 歳以上	1, 981	1, 963	1, 968
					計	2, 705	2, 657	2641
					18 歳未満	14	14	15
内	部	障	が	い	18~64 歳	335	314	305
173	N3 叫 店 77. C.		65 歳以上	1, 188	1, 252	1, 301		
		計	1, 537	1, 580	1, 621			
	合 計		18 歳未満	70	66	70		
			18~64 歳	1, 146	1, 092	1, 056		
			65 歳以上	3, 716	3, 758	3, 809		
					計	4,932	4, 916	4, 935

資料:岐阜県身体障害者更生相談所(各年度3月31日現在)

多治見市内の知的障がい者の年齢構成別の推移

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	247	252	269
18~64 歳	653	667	686
65 歳以上	49	56	60
計	949	975	1, 015

資料:岐阜県健康福祉部障害福祉課(各年度3月31日現在)

多治見市内の知的障がい程度別の推移(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A判定	54	52	51
A1 判定	150	146	152
A2 判定	190	192	193
B1 判定	272	283	297
B2 判定	283	302	322
合 計	949	975	1, 015

資料:岐阜県健康福祉部障害福祉課(各年度3月31日現在)

3 精神障がい者の状況

多治見市内の障害等級別の推移

(人)

2 (HSB diet Feet H d dimession (H is					
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
1	級	218	216	223	
2	級	360	371	412	
3	級	80	83	97	
合	計	658	670	732	

資料:たじみのふくし(各年度3月31日現在)

4 難病患者の状況

多治見市内の指定難病認定者(※1)及び特定疾患認定者(※2)の推移

(人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
特定疾患認定者数	707	4	1		
指定難病認定者数		766	783		

資料:「東濃西部の公衆衛生」東濃保健所(各年度3月31日現在)

※1 指定難病認定者:難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)に定められ た難病の患者

※2 特定疾患認定者: (平成 26 年 12 月 31 日まで)都道府県が実施する特定疾患治療研究事業に定め

られた疾病の患者

(平成27年1月1日から)前記の疾病の患者のうち、指定難病にならなかった疾病の患者

多治見市の障害福祉サービス受給者証交付者数

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
障がい者数※	7, 246	7, 331	7, 466
受給者証交付者数	580	588	622

※ 障がい者数は、各手帳交付者数並びに指定難病認定者数及び特定疾患認定者数の合計です。

2 アンケート調査の概要

1 実施期間

平成 29 年 7 月 14 日 ~ 9 月 4 日

2 調査方法

障がい者団体、関係事業所から手渡し、郵送により回収

3 調査対象者

市内に住所がある身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方を対象

4 回収状況

前回(平成 26 年度)よりもアンケートの回収率は下がっていますが、前回は、手帳を所持している方のみを対象としたため、今回は手帳を所持していない方の意見も回収することができました。

《アンケート配布数》

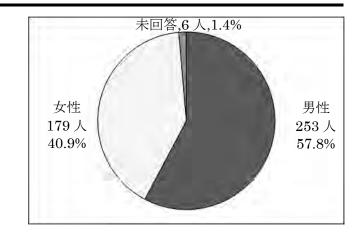
年度	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
	Α	В	$B/A \times 100$
平成 29 年度	790	438	55. 4%
平成 26 年度	1, 000	622	62. 2%

3 アンケート調査結果

1 アンケート回答者について

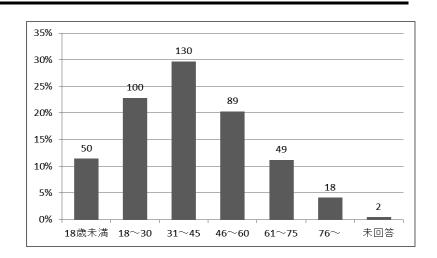
■性別

項目	人	%
男	253	57.8%
女	179	40.9%
未回答	6	1.4%
合計	438	



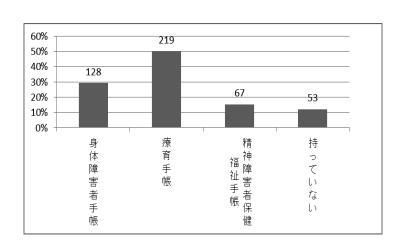
■年齢

項目	人	%
18 歳未満	50	11.4%
18~30	100	22.8%
31~45	130	29.7%
46~60	89	20.3%
61 ~ 75	49	11.2%
76~	18	4.1%
未回答	2	0.5%
合計	438	



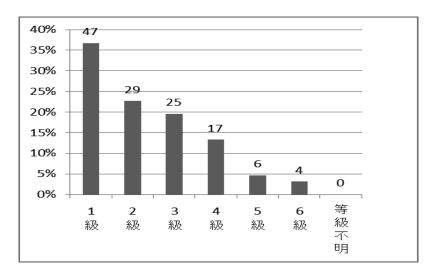
■手帳所持者数·等級

項目	人	%
身体障害者手帳	128	29.2%
療育手帳	219	50.0%
精神障害者保健福祉手帳	67	15.3%
持っていない	53	12.1%



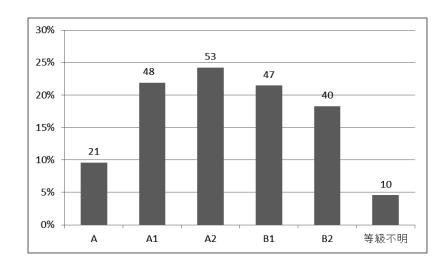
【身体障害者手帳】

区分	人	%
1級	47	36.7%
2 級	29	22.7%
3 級	25	19.5%
4級	17	13.3%
5 級	6	4.7%
6 級	4	3.1%
等級不明	0	0.0%
合計	128	



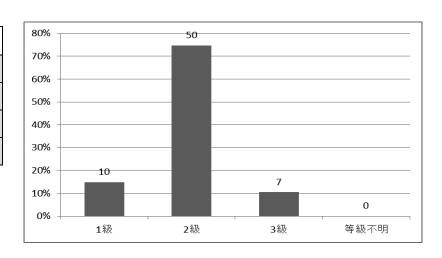
【療育手帳】

区分	人	%
Α	21	9.6%
A1	48	21.9%
A2	53	24.2%
B1	47	21.5%
B2	40	18.3%
等級不明	10	4.6%
合計	219	



【精神障害者保健福祉手帳】

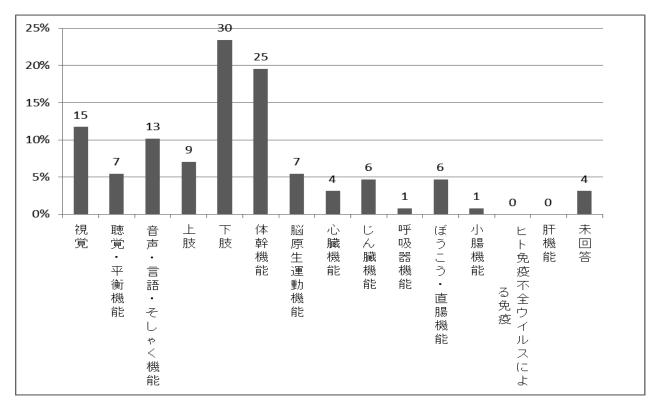
区分	人	%
1級	10	14.9%
2 級	50	74.6%
3 級	7	10.4%
等級不明	0	0.0%
合計	67	



■ 障がいの種類(身体障害者手帳所持者)

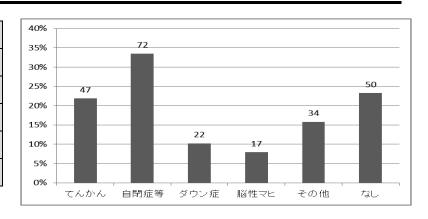
15	11.7%
7	5.5%
13	10.2%
9	7.0%
30	23.4%
25	19.5%
7	5.5%
4	3.1%
	7 13 9 30 25

6	4.7%
1	0.8%
6	4.7%
1	0.8%
0	0.0%
0	0.0%
4	3.1%
	1 6 1 0



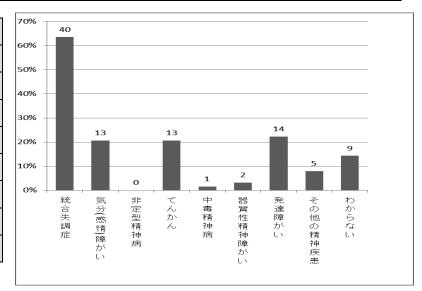
■ ほかにある障がいや疾病 (療育手帳所持者)

てんかん	47	21.9%
自閉症等	72	33.5%
ダウン症	22	10.2%
脳性マヒ	17	7.9%
その他	34	15.8%
なし	50	23.3%



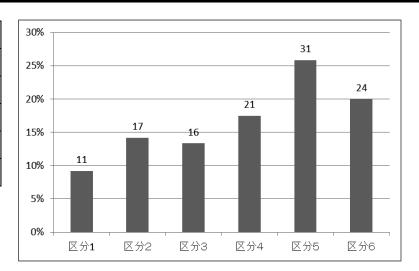
■ 主な病名 (精神障害者保健福祉手帳所持者)

40	63.5%
13	20.6%
0	0.0%
13	20.6%
1	1.6%
2	3.2%
14	22.2%
5	7.9%
9	14.3%
	13 0 13 1 2 14 5



■障害支援区分

区分1	11	9.2%
区分2	17	14.2%
区分3	16	13.3%
区分4	21	17.5%
区分5	31	25.8%
区分6	24	20.0%
合計	120	
区分なし	49	

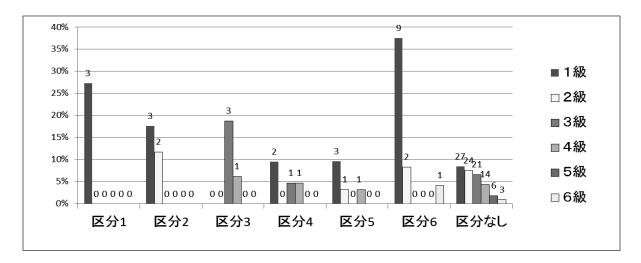


■手帳の等級ごとの障害支援区分

【身体障害者手帳】

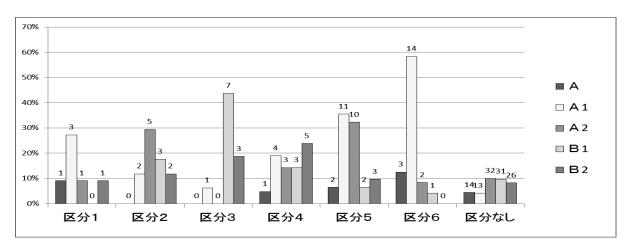
		1		2		3		4	į	5		6	区分	なし
1級	3	27.3%	3	17.6%	0	0.0%	2	9.5%	3	9.7%	9	37.5%	27	8.5%
2 級	0	0.0%	2	11.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.2%	2	8.3%	24	7.5%
3 級	0	0.0%	0	0.0%	3	18.8%	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	21	6.6%
4 級	0	0.0%	0	0.0%	1	6.3%	1	4.8%	1	3.2%	0	0.0%	14	4.4%
5 級	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	1.9%
6 級	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.2%	3	0.9%

第2章 障がい者の現状と課題



【療育手帳】

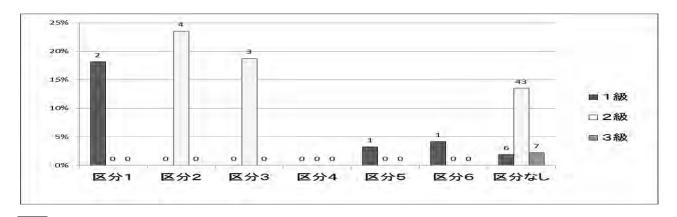
	区	分1	区	分2	区	分3	区	分4	区	分5	区	分6	区分	かなし
Α	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.8%	2	6.5%	3	12.5%	14	4.4%
A1	3	27.3%	2	11.8%	1	6.3%	4	19.0%	11	35.5%	14	58.3%	13	4.1%
A2	1	9.1%	5	29.4%	0	0.0%	3	14.3%	10	32.3%	2	8.3%	32	10.1%
В1	0	0.0%	3	17.6%	7	43.8%	3	14.3%	2	6.5%	1	4.2%	31	9.7%
B2	1	9.1%	2	11.8%	3	18.8%	5	23.8%	3	9.7%	0	0.0%	26	8.2%



【精神障害保健福祉手帳】

	区	分1	区	分2	X	分3	区	分4	区	分5	区	分6	区分	分なし
1級	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.2%	1	4.2%	6	1.9%
2級	0	0.0%	4	23.5%	3	18.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	43	13.5%
3級	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	2.2%

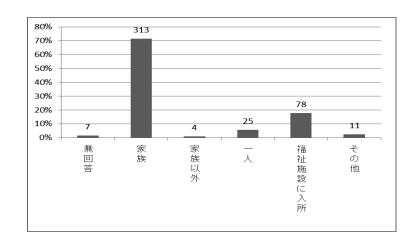
第2章 障がい者の現状と課題



2 将来の暮らしについて

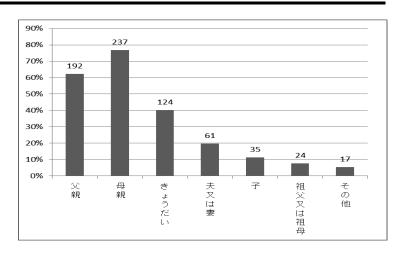
■誰と暮らしているか

無回答	7	1.6%
家族	313	71.5%
家族以外	4	0.9%
一人	25	5.7%
福祉施設に入所	78	17.8%
その他	11	2.5%
合計	438	



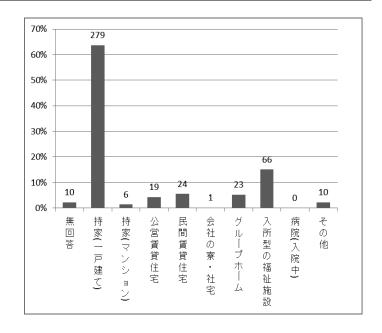
■一緒に住んでいる方は誰か

父親	192	62.3%
母親	237	76.9%
きょうだい	124	40.3%
夫又は妻	61	19.8%
子	35	11.4%
祖父又は祖母	24	7.8%
その他	17	5.5%



■どこで暮らしているか

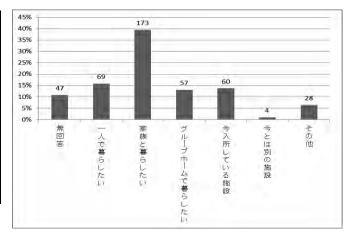
無回答	10	2.3%
持家(一戸建て)	279	63.7%
持家(マンション)	6	1.4%
公営賃貸住宅	19	4.3%
民間賃貸住宅	24	5.5%
会社の寮・社宅	1	0.2%
グループホーム(※1)	23	5.3%
入所型の福祉施設	66	15.1%
病院(入院中)	0	0.0%
その他	10	2.3%
合計	438	



※1:グループホーム:共同生活援助の通称。夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や入浴、 排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

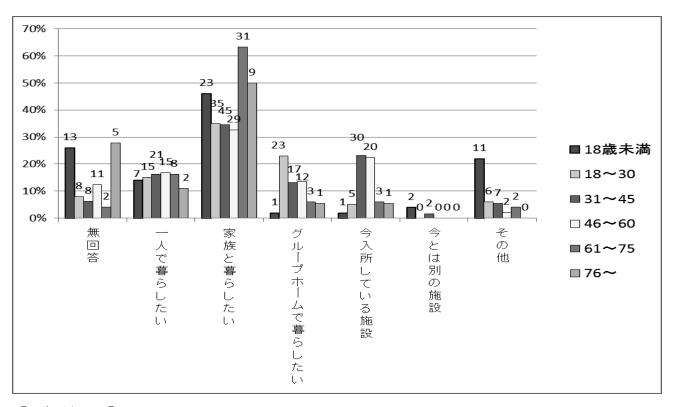
■将来どのように生活したいか

無回答	47	10.7%
一人で暮らしたい	69	15.8%
家族と暮らしたい	173	39.5%
グループホームで暮らしたい	57	13.0%
今入所している施設	60	13.7%
今とは別の施設	4	0.9%
その他	28	6.4%
合計	438	

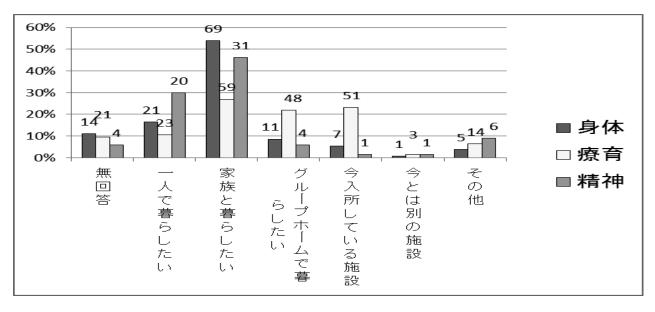


【年齢別】

	18 蒝	表未満	18	~ 30	31	~ 45	46	~ 60	61	~ 75	7(6 ~
無回答	13	26.0%	8	8.0%	8	6.2%	11	12.4%	2	4.1%	5	27.8%
一人で暮らしたい	7	14.0%	15	15.0%	21	16.2%	15	16.9%	8	16.3%	2	11.1%
家族と暮らしたい	23	46.0%	35	35.0%	45	34.6%	29	32.6%	31	63.3%	9	50.0%
グループホームで暮 らしたい	1	2.0%	23	23.0%	17	13.1%	12	13.5%	3	6.1%	1	5.6%
今入所している施設	1	2.0%	5	5.0%	30	23.1%	20	22.5%	3	6.1%	1	5.6%
今とは別の施設	2	4.0%	0	0.0%	2	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	11	22.0%	6	6.0%	7	5.4%	2	2.2%	2	4.1%	0	0.0%

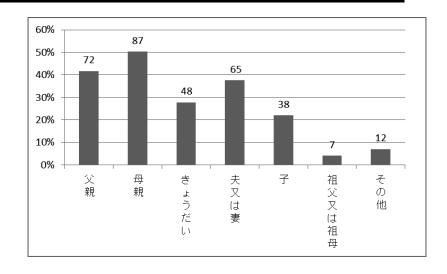


	身	体	療	育	精神					
無回答	14	10.9%	21	9.6%	4	4.5%				
一人で暮らしたい	21	16.4%	23	10.5%	20	28.4%				
家族と暮らしたい	69	53.9%	59	26.9%	31	46.3%				
グループホームで暮らしたい	11	8.6%	48	21.9%	4	6.0%				
今入所している施設	7	5.5%	51	23.3%	1	1.5%				
今とは別の施設	1	0.8%	3	1.4%	1	1.5%				
その他	5	3.9%	14	6.4%	6	7.5%				



■将来誰と暮らしたいか

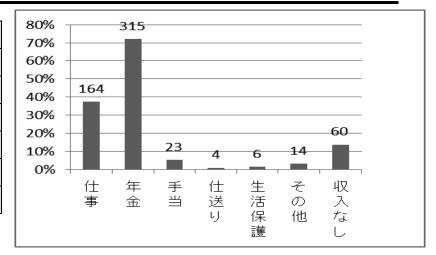
父親	72	41.6%
母親	87	50.3%
きょうだい	48	27.7%
夫又は妻	65	37.6%
子	38	22.0%
祖父又は祖母	7	4.0%
その他	12	6.9%



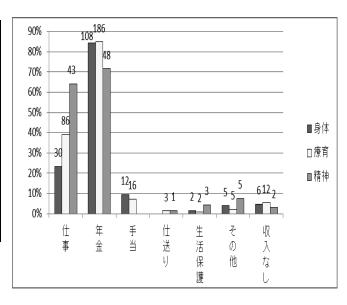
3 障がい者の収入について

■収入の種類

仕事	164	37.4%
年金	315	71.9%
手当	23	5.3%
仕送り	4	0.9%
生活保護	6	1.4%
その他	14	3.2%
収入なし	60	13.7%

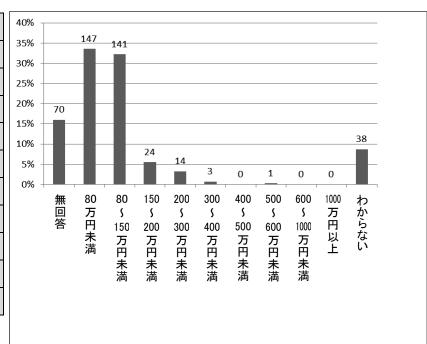


	身	·体	绣	育	精神		
仕事	30	23.4%	86	39.3%	43	64.2%	
年金	108	84.4%	186	84.9%	48	71.6%	
手当	12	9.4%	16	7.3%	0	0.0%	
仕送り	0	0.0%	3	1.4%	1	1.5%	
生活保護	2	1.6%	2	0.9%	3	4.5%	
その他	5	3.9%	5	2.3%	5	7.5%	
収入なし	6	4.7%	12	5.5%	2	3.0%	



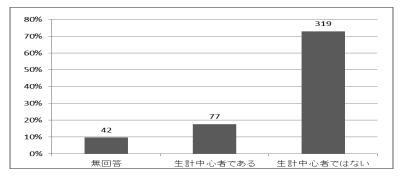
■年収

無回答	70	16.0%
80 万円未満	147	33.6%
80~150 万円未満	141	32.2%
150~200 万円未満	24	5.5%
200~300 万円未満	14	3.2%
300~400 万円未満	3	0.7%
400~500 万円未満	0	0.0%
500~600 万円未満	1	0.2%
600~1000 万円未満	0	0.0%
1000 万円以上	0	0.0%
わからない	38	8.7%
合計	438	



■生計中心者であるか

無回答	42	10%
生計中心者である	77	18%
生計中心者ではない	319	73%
合計	438	



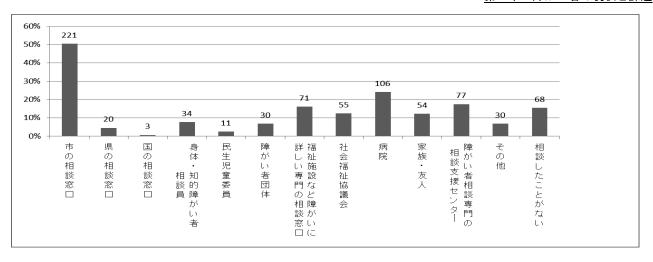
4 相談について

■福祉に関しての相談場所はどこか

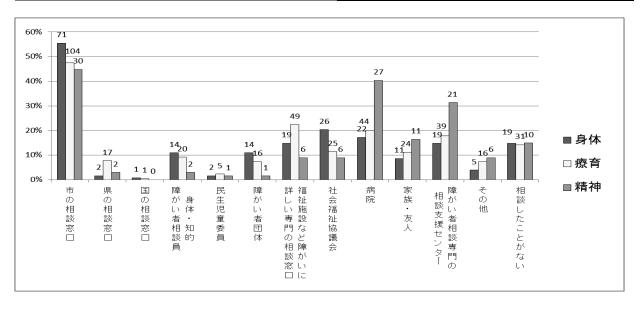
市の相談窓口	221	50.5%
県の相談窓口	20	4.6%
国の相談窓口	3	0.7%
身体・知的障がい者 相談員	34	7.8%
民生児童委員	11	2.5%
障がい者団体	30	6.8%
福祉施設など障がいに 詳しい専門の相談窓口	71	16.2%

社会福祉協議会	55	12.6%
病院	106	24.2%
家族•友人	54	12.3%
障がい者相談専門の 相談支援センター	77	17.6%
その他	30	6.8%
相談したことがない	68	15.5%
社会福祉協議会	55	12.6%

第2章 障がい者の現状と課題

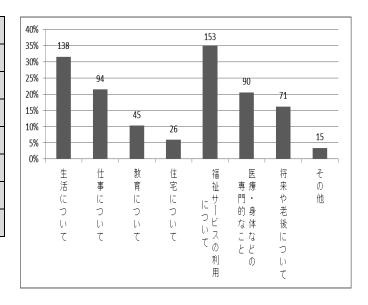


	身	体	療	育	精	神
市の相談窓口	71	55.5%	104	47.5%	30	44.8%
県の相談窓口	2	1.6%	17	7.8%	2	3.0%
国の相談窓口	1	0.8%	1	0.5%	0	0.0%
身体・知的障がい者相談員	14	10.9%	20	9.1%	2	3.0%
民生児童委員	2	1.6%	5	2.3%	1	1.5%
障がい者団体	14	10.9%	16	7.3%	1	1.5%
福祉施設など障がいに詳しい専門の相談窓口	19	14.8%	49	22.4%	6	9.0%
社会福祉協議会	26	20.3%	25	11.4%	6	9.0%
病院	22	17.2%	44	20.1%	27	40.3%
家族·友人	11	8.6%	24	11.0%	11	16.4%
障がい者相談専門の相談支援センター	19	14.8%	39	17.8%	21	31.3%
その他	5	3.9%	16	7.3%	6	9.0%
相談したことがない	19	14.8%	31	14.2%	10	14.9%

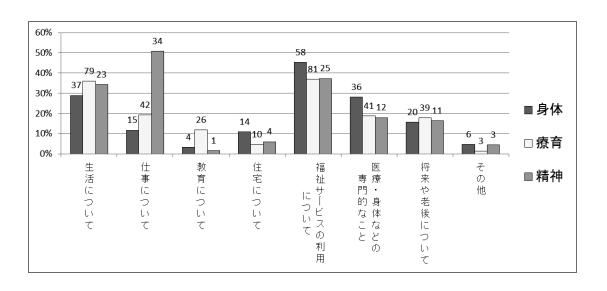


■どのような相談をしたか

生活について	138	31.5%
仕事について	94	21.5%
教育について	45	10.3%
住宅について	26	5.9%
福祉サービスの利用について	153	34.9%
医療・身体などの専門的なこと	90	20.5%
将来や老後について	71	16.2%
その他	15	3.4%

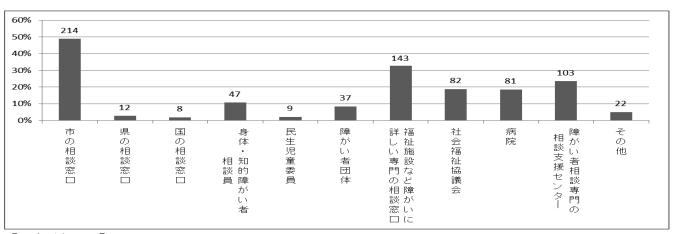


	身	体	療	育	精	神
生活について	37	28.9%	79	36.1%	23	34.3%
仕事について	15	11.7%	42	19.2%	34	50.7%
教育について	4	3.1%	26	11.9%	1	1.5%
住宅について	14	10.9%	10	4.6%	4	6.0%
福祉サービスの利用について	58	45.3%	81	37.0%	25	37.3%
医療・身体などの専門的なこと	36	28.1%	41	18.7%	12	17.9%
将来や老後について	20	15.6%	39	17.8%	11	16.4%
その他	6	4.7%	3	1.4%	3	4.5%



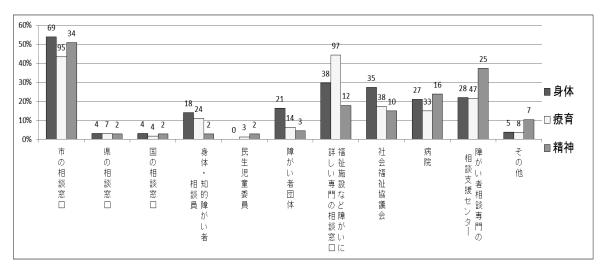
■今後相談したい場所はどこか

市の相談窓口	214	48.9%
県の相談窓口	12	2.7%
国の相談窓口	8	1.8%
身体・知的障がい者相談員	47	10.7%
民生児童委員	9	2.1%
障がい者団体	37	8.4%
福祉施設など障がいに詳しい専門の相談窓口	143	32.6%
社会福祉協議会	82	18.7%
病院	81	18.5%
障がい者相談専門の相談支援センター	103	23.5%
その他	22	5.0%



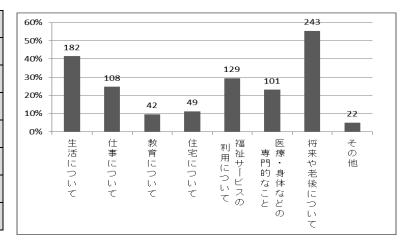
身体 療育 精神 市の相談窓口 69 53.9% 95 43.4% 34 5 県の相談窓口 4 3.1% 7 3.2% 2 国の相談窓口 4 3.1% 4 1.8% 2
県の相談窓口 4 3.1% 7 3.2% 2
国の相談窓口 4 3.1% 4 1.8% 2
身体・知的障がい者相談員 18 14.1% 24 11.0% 2
医生児童委員 0 0.0% 3 1.4% 2
障がい者団体 21 16.4% 14 6.4% 3
福祉施設など障がいに詳しい専門の相談窓口 38 29.7% 97 44.3% 12
社会福祉協議会 35 27.3% 38 17.4% 10
病院 27 21.1% 33 15.1% 16 2
障がい者相談専門の相談支援センター 28 21.9% 47 21.5% 25 3
その他 5 3.9% 8 3.7% 7

第2章 障がい者の現状と課題

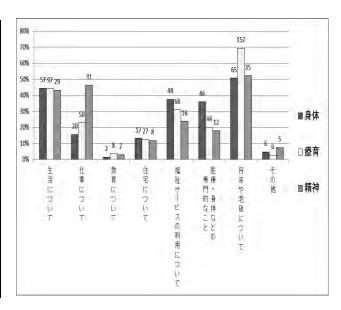


■今後どのような相談がしたいか

生活について	182	41.6%
仕事について	108	24.7%
教育について	42	9.6%
住宅について	49	11.2%
福祉サービスの利用について	129	29.5%
医療・身体などの専門的なこと	101	23.1%
将来や老後について	243	55.5%
その他	22	5.0%



	身	体	療育		精	神
生活について	57	44.5%	97	44.3%	29	43.3%
仕事について	20	15.6%	50	22.8%	31	46.3%
教育について	2	1.6%	8	3.7%	2	3.0%
住宅について	17	13.3%	27	12.3%	8	11.9%
福祉サービスの 利用について	48	37.5%	68	31.1%	16	23.9%
医療・身体など の専門的なこと	46	35.9%	44	20.1%	12	17.9%
将来や老後に ついて	65	50.8%	152	69.4%	35	52.2%
その他	6	4.7%	6	2.7%	5	7.5%



5

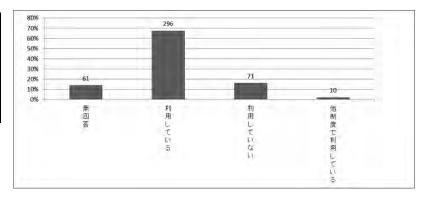
■障害福祉サービス内容一覧

	1	
	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
		重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しく
		は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障が
	丢 二 + 8 + 8 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4	
	重度訪問介護 	い者であって、常時介護を要する人に、自宅で、入
		浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援
訪問系		などを総合的に行います。
サービス	二 4 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動
	│同行援護 │	に必要な情報の提供や移動の援護を行います。
		自己判断能力が制限されている人が行動するとき
	│ │行動援護	
	1」到饭暖	に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を
		行います。
	重度障害者等包	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数の
	括支援	サービスを包括的に行います。
		常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排せつ、食
	生活介護	事の介護などを行うとともに、創作活動又は生産活動の
		機会を提供します。
		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期
	(機能訓練)	
		間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期
	(生活訓練)	間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就
口上江社	就労移行支援	労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行
日中活動		います。
系サービス 		一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供す
	就労継続支援	るとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を
	(A型)	
		行います。利用者は、雇用契約に基づき働きます。
	」 就労継続支援	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供す
	(B型)	るとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を
	. —.	行います。利用者は、雇用契約に基づかず働きます。
		医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓
	療養介護	練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行
		います。
	1	. 5. / 0

		児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活にお
	児童発達支援	ける基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを
		行います。
	####*********************************	学校の授業終了後や休業日に児童発達支援センター等
ロムなむ	放課後等デイ サービス	の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社
日中活動 系サービス		会との交流の促進などの支援を行います。
ボッーに入	保育所等訪問支	保育所等において、支援を要しない子との集団生活へ
	援	の適応のための専門的な支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間
		も含め障害者支援施設又は医療機関で、入浴、排せつ、
		食事の介護などを行います。
	共同生活援助	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や入浴、
	(グループホー	排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を
居住系 サービス	ム)	行います。
	歩記 1 武士 授	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、
	施設入所支援	食事の介護などを行います。

■障害福祉サービスを利用しているか

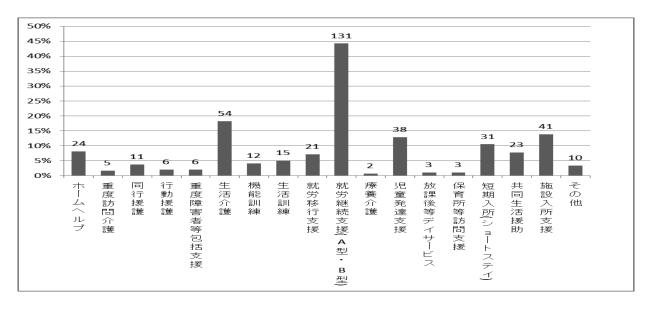
無回答	61	13.9%
利用している	296	67.6%
利用していない	71	16.2%
他制度で利用している	10	2.3%
合計	438	



■どのサービスを利用しているか

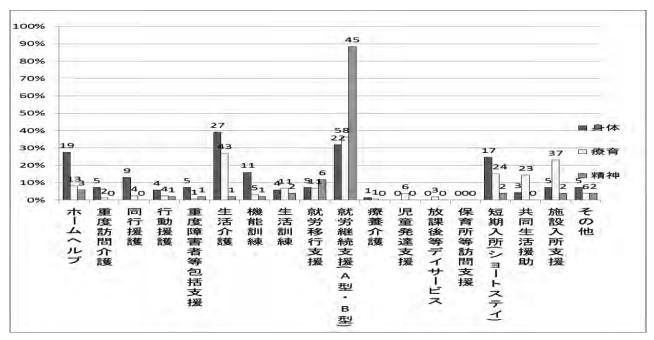
ホームヘルプ	24	8.1%
重度訪問介護	5	1.7%
同行援護	11	3.7%
行動援護	6	2.0%
重度障害者等包括支援	6	2.0%
生活介護	54	18.2%
機能訓練	12	4.1%
生活訓練	15	5.1%
就労移行支援	21	7.1%

就労継続支援(A 型•B 型)	131	44.3%
療養介護	2	0.7%
児童発達支援	38	12.8%
放課後等デイサービス	3	1.0%
保育所等訪問支援	3	1.0%
短期入所(ショートステイ)	31	10.5%
共同生活援助	23	7.8%
施設入所支援	41	13.9%
その他	10	3.4%



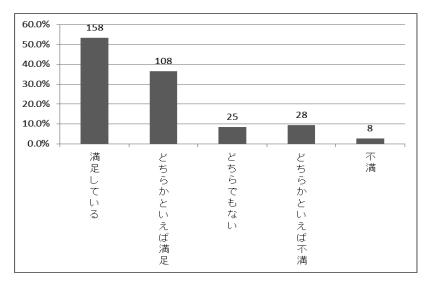
	ענתנת±עזיין ג					
	身	身体		療育		神
ホームヘルプ	19	27.5%	13	8.1%	3	5.9%
重度訪問介護	5	7.2%	2	1.3%	0	0.0%
同行援護	9	13.0%	4	2.5%	0	0.0%
行動援護	4	5.8%	4	2.5%	1	2.0%
重度障害者等包括支援	5	7.2%	1	0.6%	1	2.0%
生活介護	27	39.1%	43	26.9%	1	2.0%
機能訓練	11	15.9%	5	3.1%	1	2.0%
生活訓練	4	5.8%	11	6.9%	2	3.9%
就労移行支援	5	7.2%	11	6.9%	6	11.8%
就労継続支援(A 型·B 型)	22	31.9%	58	36.3%	45	88.2%
療養介護	1	1.4%	1	0.6%	0	0.0%
児童発達支援	0	0.0%	6	3.8%	0	0.0%
放課後等デイサービス	0	0.0%	3	1.9%	0	0.0%
保育所等訪問支援	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
短期入所(ショートステイ)	17	24.6%	24	15.0%	2	3.9%
共同生活援助	3	4.3%	23	14.4%	0	0.0%
施設入所支援	5	7.2%	37	23.1%	2	3.9%
その他	5	7.2%	6	3.8%	2	3.9%

第2章 障がい者の現状と課題



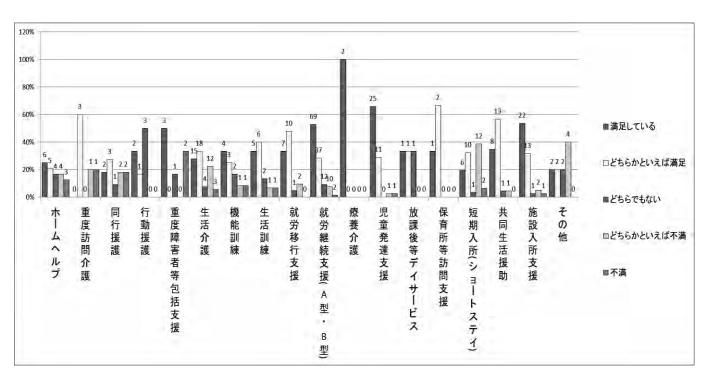
■障害福祉サービスに満足しているか

満足している	158	53.4%
どちらかといえば満足	108	36.5%
どちらでもない	25	8.4%
どちらかといえば不満	28	9.5%
不満	8	2.7%



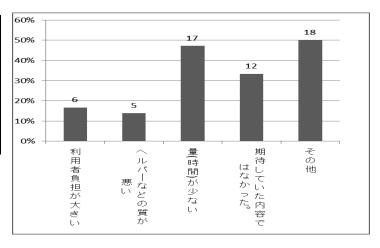
【障害福祉サービス別】

	満足している		どちらかといえ ば満足		どちらでもない		どちらかとい えば不満		不満	
ホームヘルプ	6	25.0%	5	20.8%	4	16.7%	4	16.7%	3	12.5%
重度訪問介護	0	0.0%	3	60.0%	0	0.0%	1	20.0%	1	20.0%
同行援護	2	18.2%	3	27.3%	1	9.1%	2	18.2%	2	18.2%
行動援護	2	33.3%	1	16.7%	3	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
重度障害者等包括支援	3	50.0%	0	0.0%	1	16.7%	0	0.0%	2	33.3%
生活介護	15	27.8%	18	33.3%	4	7.4%	12	22.2%	3	5.6%
機能訓練	4	33.3%	3	25.0%	2	16.7%	1	8.3%	1	8.3%
生活訓練	5	33.3%	6	40.0%	2	13.3%	1	6.7%	1	6.7%
就労移行支援	7	33.3%	10	47.6%	1	4.8%	2	9.5%	0	0.0%
就労継続支援(A 型•B 型)	69	52.7%	37	28.2%	12	9.2%	10	7.6%	2	1.5%
療養介護	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
児童発達支援	25	65.8%	11	28.9%	0	0.0%	1	2.6%	1	2.6%
放課後等デイサービス	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
保育所等訪問支援	1	33.3%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
短期入所(ショートステイ)	6	19.4%	10	32.3%	1	3.2%	12	38.7%	2	6.5%
共同生活援助	8	34.8%	13	56.5%	1	4.3%	1	4.3%	0	0.0%
施設入所支援	22	53.7%	13	31.7%	1	2.4%	2	4.9%	1	2.4%
その他	2	20.0%	2	20.0%	2	20.0%	4	40.0%	0	0.0%



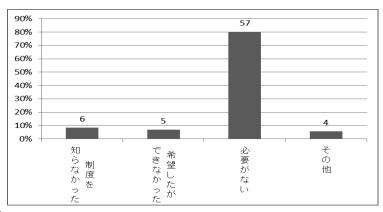
■満足していない理由

利用者負担が大きい	6	16.7%
ヘルパーなどの質が悪い	5	13.9%
量(時間)が少ない	17	47.2%
期待していた内容ではなかった。	12	33.3%
その他	18	50.0%



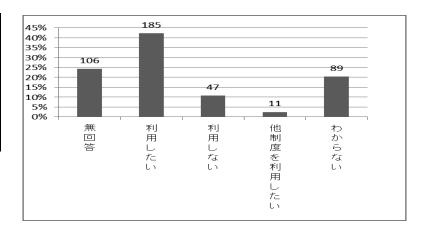
■障害福祉サービスを利用していない方の理由

制度を知らなかった	6	8.5%
希望したができなかった	5	7.0%
必要がない	57	80.3%
その他	4	5.6%



■今後障害福祉サービスを利用したいか

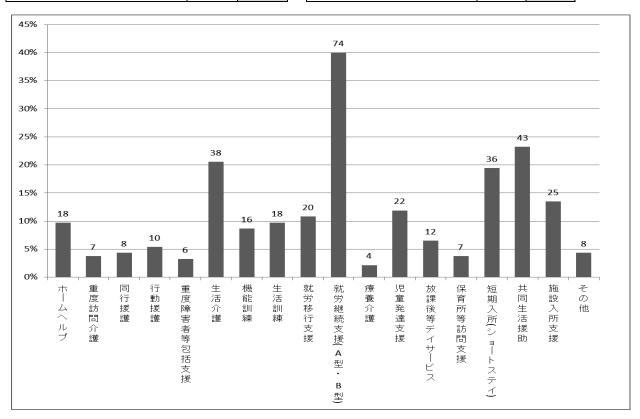
無回答	106	24.2%
利用したい	185	42.2%
利用しない	47	10.7%
他制度を利用したい	11	2.5%
わからない	89	20.3%



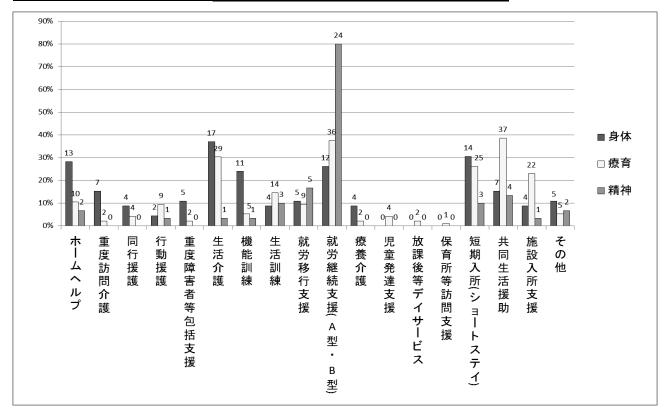
■どのサービスを利用したいか

ホームヘルプ	18	9.7%
重度訪問介護	7	3.8%
同行援護	8	4.3%
行動援護	10	5.4%
重度障害者等包括支援	6	3.2%
生活介護	38	20.5%
機能訓練	16	8.6%
生活訓練	18	9.7%
就労移行支援	20	10.8%

就労継続支援(A 型・B 型)	74	40.0%
療養介護	4	2.2%
児童発達支援	22	11.9%
放課後等デイサービス	12	6.5%
保育所等訪問支援	7	3.8%
短期入所(ショートステイ)	36	19.5%
共同生活援助	43	23.2%
施設入所支援	25	13.5%
その他	8	4.3%

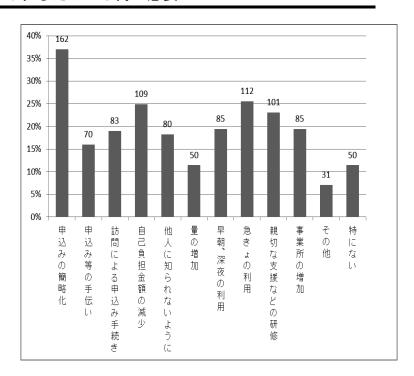


身体		療育		精神	
13	28.3%	10	10.4%	2	6.7%
7	15.2%	2	2.1%	0	0.0%
4	8.7%	4	4.2%	0	0.0%
2	4.3%	9	9.4%	1	3.3%
5	10.9%	2	2.1%	0	0.0%
17	37.0%	29	30.2%	1	3.3%
11	23.9%	5	5.2%	1	3.3%
4	8.7%	14	14.6%	3	10.0%
5	10.9%	9	9.4%	5	16.7%
12	26.1%	36	37.5%	24	80.0%
4	8.7%	2	2.1%	0	0.0%
0	0.0%	4	4.2%	0	0.0%
0	0.0%	2	2.1%	0	0.0%
0	0.0%	1	1.0%	0	0.0%
14	30.4%	25	26.0%	3	10.0%
7	15.2%	37	38.5%	4	13.3%
4	8.7%	22	22.9%	1	3.3%
5	10.9%	5	5.2%	2	6.7%
	13 7 4 2 5 17 11 4 5 12 4 0 0 14 7 4	13 28.3% 7 15.2% 4 8.7% 2 4.3% 5 10.9% 17 37.0% 11 23.9% 4 8.7% 5 10.9% 12 26.1% 4 8.7% 0 0.0% 0 0.0% 0 0.0% 14 30.4% 7 15.2% 4 8.7%	13 28.3% 10 7 15.2% 2 4 8.7% 4 2 4.3% 9 5 10.9% 2 17 37.0% 29 11 23.9% 5 4 8.7% 14 5 10.9% 9 12 26.1% 36 4 8.7% 2 0 0.0% 4 0 0.0% 2 0 0.0% 2 0 0.0% 1 14 30.4% 25 7 15.2% 37 4 8.7% 22	13 28.3% 10 10.4% 7 15.2% 2 2.1% 4 8.7% 4 4.2% 2 4.3% 9 9.4% 5 10.9% 2 2.1% 17 37.0% 29 30.2% 11 23.9% 5 5.2% 4 8.7% 14 14.6% 5 10.9% 9 9.4% 12 26.1% 36 37.5% 4 8.7% 2 2.1% 0 0.0% 4 4.2% 0 0.0% 2 2.1% 0 0.0% 2 2.1% 0 0.0% 1 1.0% 14 30.4% 25 26.0% 7 15.2% 37 38.5% 4 8.7% 22 22.9%	13 28.3% 10 10.4% 2 7 15.2% 2 2.1% 0 4 8.7% 4 4.2% 0 2 4.3% 9 9.4% 1 5 10.9% 2 2.1% 0 17 37.0% 29 30.2% 1 11 23.9% 5 5.2% 1 4 8.7% 14 14.6% 3 5 10.9% 9 9.4% 5 12 26.1% 36 37.5% 24 4 8.7% 2 2.1% 0 0 0.0% 4 4.2% 0 0 0.0% 2 2.1% 0 0 0.0% 1 1.0% 0 14 30.4% 25 26.0% 3 7 15.2% 37 38.5% 4 4 8.7% 22 22.9% 1



■今後障害福祉サービスを利用しやすくするためには何が必要か

162	37.0%
70	16.0%
83	18.9%
109	24.9%
80	18.3%
50	11.4%
85	19.4%
112	25.6%
101	23.1%
85	19.4%
31	7.1%
50	11.4%
	70 83 109 80 50 85 112 101 85 31



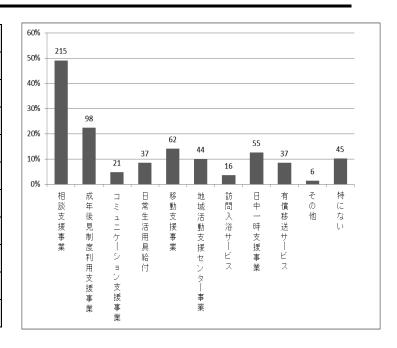
■その他のサービス(地域生活支援事業)内容一覧

+ロ=火 士 +立 市 米	地域の障がい者の福祉に関する問題に対し、障がい者、その保護者や
│相談支援事業 │	介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行います。
卡左公 日 如 东	判断能力が不十分な障がい者の障害福祉サービスの利用契約の締結や
│成 年 後 見 制 度 │ 利用支援事業	財産の保護が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支
和 人 及 争 未	援する事業に対しての支援を行います。
	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を
コミュニケーショ	図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者、要約筆記者などの派
ン支援事業	遣、市が発行する文書などの点訳・音声訳などを行い、意思疎通の円滑
	化を図ります。
日常生活用具	障がい者に対し、毎日の暮らしの手助けとなる日常生活用具を給付す
給付	ることにより日常生活の便宜を図ります。
│ │移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うこ
炒到又1及爭未	とにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
业业工业士运	障がい者が通い、地域の実情に応じて創作活動又は生産活動の機会を
地域活動支援 センター事業	提供するとともに、社会との交流の促進などの便宜を図り、障がい者の
「こう」・事業	地域生活支援の促進を図ります。
=+ BB 3 W 11	自宅での入浴が困難な障がい者に対して、特殊な入浴装置を持ち込
訪問入浴サー ビス	み、自宅で入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持
	を促します。

日中一時支援	障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障が
事業	い者に活動の場を提供し、日中の見守りを行います。
NPO法人など が行う有償移送	必要な介助などに続いて、又は介助を受けながら車で移動しなければならないときに、タクシーに代わって、NPOなどが自家用車を使い、
サービス	有料で送り迎えをしてもらうことができるサービスです。

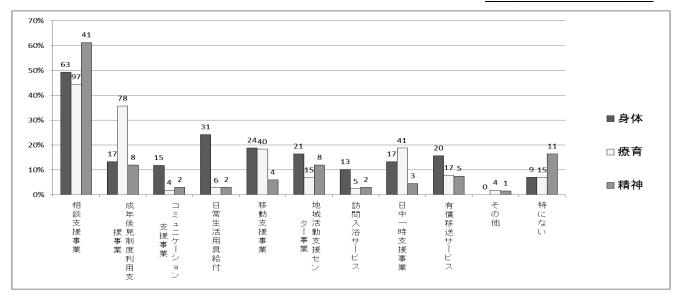
■その他の利用したいサービスは何か

相談支援事業	215	49.1%
成年後見制度利用支援事業	98	22.4%
コミュニケーション支援事業	21	4.8%
日常生活用具給付	37	8.4%
移動支援事業	62	14.2%
地域活動支援センター事業	44	10.0%
訪問入浴サービス	16	3.7%
日中一時支援事業	55	12.6%
有償移送サービス	37	8.4%
その他	6	1.4%
特にない	45	10.3%



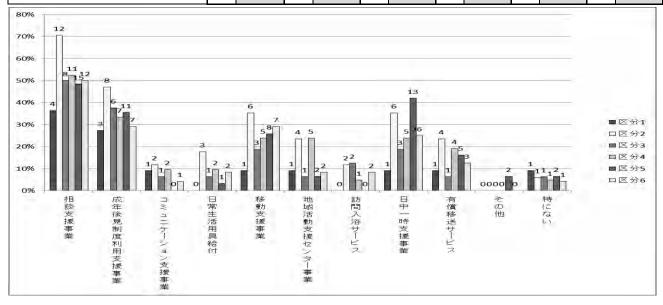
	身体		療	育	精神		
相談支援事業	63	49.2%	97	44.3%	41	61.2%	
成年後見制度利用支援事業	17	13.3%	78	35.6%	8	11.9%	
コミュニケーション支援事業	15	11.7%	4	1.8%	2	3.0%	
日常生活用具給付	31	24.2%	6	2.7%	2	3.0%	
移動支援事業	24	18.8%	40	18.3%	4	6.0%	
地域活動支援センター事業	21	16.4%	15	6.8%	8	11.9%	
訪問入浴サービス	13	10.2%	5	2.3%	2	3.0%	
日中一時支援事業	17	13.3%	41	18.7%	3	4.5%	
有償移送サービス	20	15.6%	17	7.8%	5	7.5%	
その他	0	0.0%	4	1.8%	1	1.5%	
特にない	9	7.0%	15	6.8%	11	16.4%	

第2章 障がい者の現状と課題



【支援区分別】

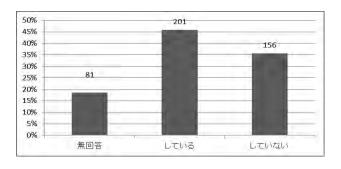
	Σ	区分 1	Z	分 2	×	至分 3	×	公分 4	×	☑分 5	×	分 6
相談支援事業	4	36.4%	12	70.6%	8	50.0%	11	52.4%	15	48.4%	12	50.0%
成年後見制度利用支援事業	3	27.3%	8	47.1%	6	37.5%	7	33.3%	11	35.5%	7	29.2%
コミュニケーション支援事業	1	9.1%	2	11.8%	1	6.3%	2	9.5%	0	0.0%	1	4.2%
日常生活用具給付	0	0.0%	3	17.6%	1	6.3%	2	9.5%	1	3.2%	2	8.3%
移動支援事業	1	9.1%	6	35.3%	3	18.8%	5	23.8%	8	25.8%	7	29.2%
地域活動支援センター事業	1	9.1%	4	23.5%	1	6.3%	5	23.8%	2	6.5%	2	8.3%
訪問入浴サービス	0	0.0%	2	11.8%	2	12.5%	1	4.8%	0	0.0%	2	8.3%
日中一時支援事業	1	9.1%	6	35.3%	3	18.8%	5	23.8%	13	41.9%	6	25.0%
有償移送サービス	1	9.1%	4	23.5%	1	6.3%	4	19.0%	5	16.1%	3	12.5%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	6.5%	0	0.0%
特にない	1	9.1%	1	5.9%	1	6.3%	1	4.8%	2	6.5%	1	4.2%



6 仕事について

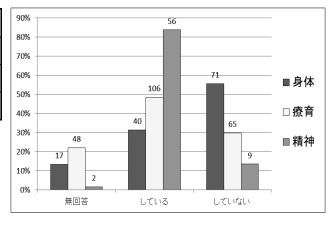
■仕事をしているか

無回答	81	18.5%
している	201	45.9%
していない	156	35.6%
合計	438	



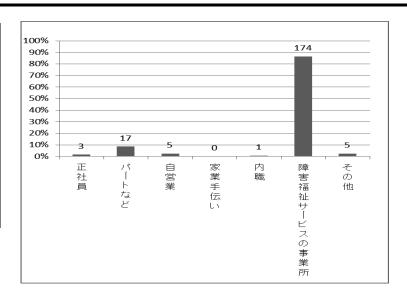
【手帳種別別】

	身	身体		療育		持神
無回答	17	13.3%	48	21.9%	2	3.0%
している	40	31.3%	106 48.4%		56	83.6%
していない	71	55.5%	65	29.7%	9	13.4%



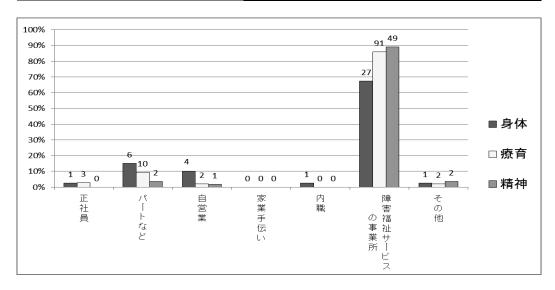
■どのような仕事をしているか

正社員	3	1.5%
パートなど	17	8.5%
自営業	5	2.5%
家業手伝い	0	0.0%
内職	1	0.5%
障害福祉サー ビスの事業所	174	86.6%
その他	5	2.5%



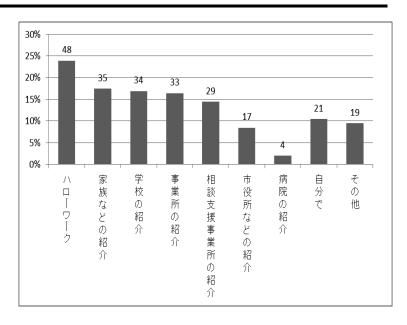
【手帳種別別】

	身体		療	育	精神		
正社員	1	2.5%	3	2.8%	0	0.0%	
パートなど	6	15.0%	10	9.4%	2	3.6%	
自営業	4	10.0%	2	1.9%	1	1.8%	
家業手伝い	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
内職	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	
障害福祉サービスの事業所	27	67.5%	91	85.8%	49	89.1%	
その他	1	2.5%	2	1.9%	2	3.6%	



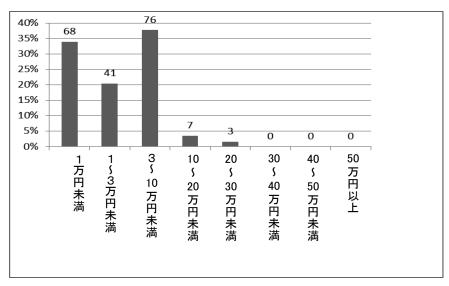
■どのようにして仕事を見つけたか

ハローワーク	48	23.9%
家族などの紹介	35	17.4%
学校の紹介	34	16.9%
事業所の紹介	33	16.4%
相談支援事業所の紹介	29	14.4%
市役所などの紹介	17	8.5%
病院の紹介	4	2.0%
自分で	21	10.4%
その他	19	9.5%

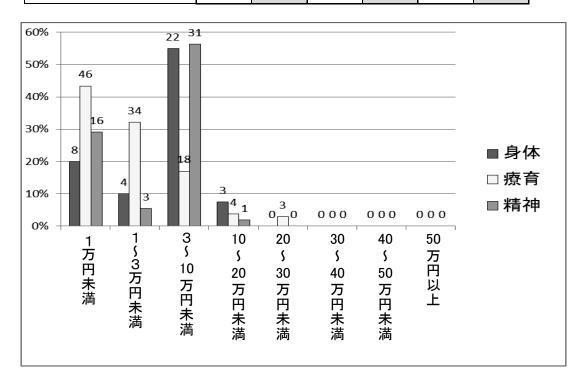


■月収

1 万円未満	68	33.8%
1~3万円未満	41	20.4%
3~10 万円未満	76	37.8%
10~20 万円未満	7	3.5%
20~30 万円未満	3	1.5%
30~40 万円未満	0	0.0%
40~50 万円未満	0	0.0%
50 万円以上	0	0.0%

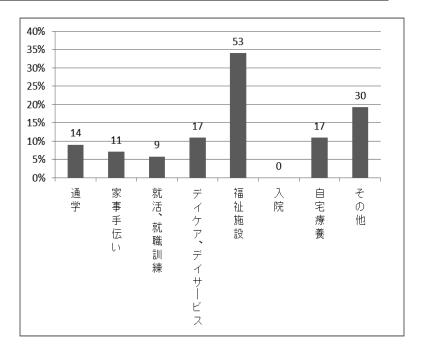


	身体		療	育	精神		
1 万円未満	8	20.0%	46	43.4%	16	29.1%	
1~3万円未満	4	10.0%	34	32.1%	3	5.5%	
3~10 万円未満	22	55.0%	18	17.0%	31	56.4%	
10~20 万円未満	3	7.5%	4	3.8%	1	1.8%	
20~30 万円未満	0	0.0%	3	2.8%	0	0.0%	
30~40 万円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
40~50 万円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
50 万円以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

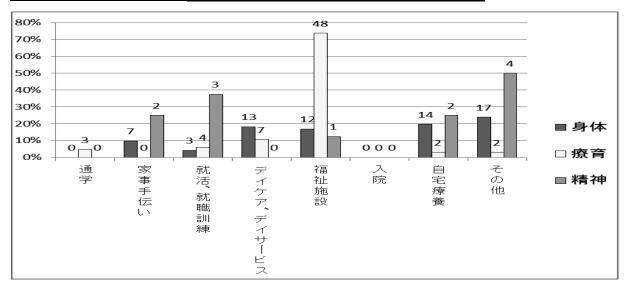


■仕事をしていない方は日中何をしているか

通学	14	9.0%
家事手伝い	11	7.1%
就活、就職訓練	9	5.8%
デイケア、デイサービス	17	10.9%
福祉施設	53	34.0%
入院	0	0.0%
自宅療養	17	10.9%
その他	30	19.2%

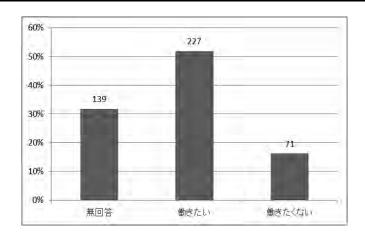


	身	体	療	育	精神		
通学	0	0.0%	3	4.6%	0	0.0%	
家事手伝い	7	9.9%	0	0.0%	2	25.0%	
就活、就職訓練	3	4.2%	4	6.2%	3	37.5%	
デイケア、デイサービス	13	18.3%	7	10.8%	0	0.0%	
福祉施設	12	16.9%	48	73.8%	1	12.5%	
入院	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
自宅療養	14	19.7%	2	3.1%	2	25.0%	
その他	17	23.9%	2	3.1%	4	50.0%	



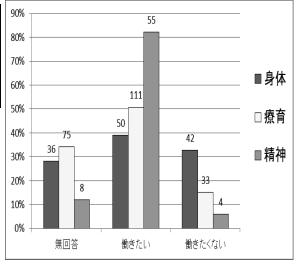
■今後働きたいか

無回答	139	31.7%
働きたい	227	51.8%
働きたくない	71	16.2%
合計	438	



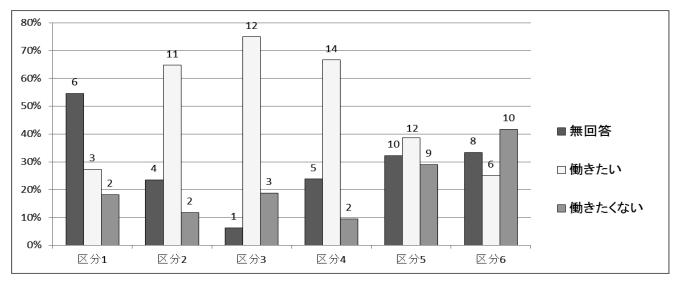
【手帳種別別】

	身	∳体	痑	育	精神		
無回答	36	28.1%	75	34.2%	8	11.9%	
働きたい	50	39.1%	111	50.7%	55	82.1%	
働きたくない	42	32.8%	33	15.1%	4	6.0%	



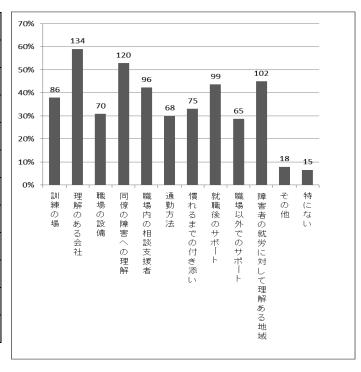
【支援区分別】

	区	分1	区	分 2	区	分 3	区	分 4	区	分 5	区	分 6
無回答	6	54.5%	4	23.5%	1	6.3%	5	23.8%	10	32.3%	8	33.3%
働きたい	3	27.3%	11	64.7%	12	75.0%	14	66.7%	12	38.7%	6	25.0%
働きたくない	2	18.2%	2	11.8%	3	18.8%	2	9.5%	9	29.0%	10	41.7%



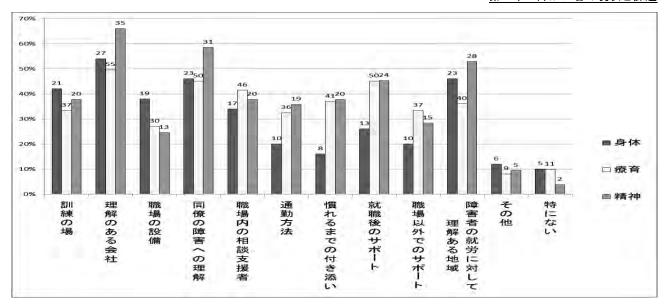
■働くために必要なことは何か

訓練の場	86	37.9%
理解のある会社	134	59.0%
職場の設備	70	30.8%
同僚の障害への理解	120	52.9%
職場内の相談支援者	96	42.3%
通勤方法	68	30.0%
慣れるまでの付き添い	75	33.0%
就職後のサポート	99	43.6%
職場以外でのサポート	65	28.6%
障害者の就労に対して理解ある地域	102	44.9%
その他	18	7.9%
特にない	15	6.6%



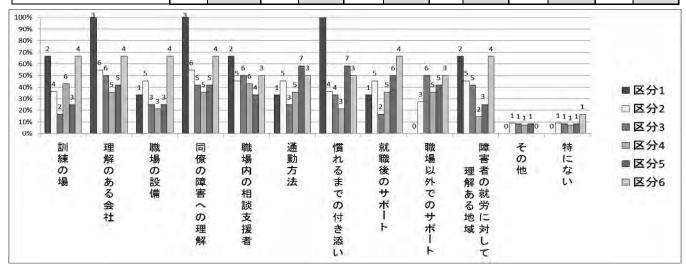
	身	·体	痑	育	精神		
訓練の場	21	42.0%	37	33.3%	20	37.7%	
理解のある会社	27	54.0%	55	49.5%	35	66.0%	
職場の設備	19	38.0%	30	27.0%	13	24.5%	
同僚の障害への理解	23	46.0%	50	45.0%	31	58.5%	
職場内の相談支援者	17	34.0%	46	41.4%	20	37.7%	
通勤方法	10	20.0%	36	32.4%	19	35.8%	
慣れるまでの付き添い	8	16.0%	41	36.9%	20	37.7%	
就職後のサポート	13	26.0%	50	45.0%	24	45.3%	
職場以外でのサポート	10	20.0%	37	33.3%	15	28.3%	
障害者の就労に対して理解ある地域	23	46.0%	40	36.0%	28	52.8%	
その他	6	12.0%	9	8.1%	5	9.4%	
特にない	5	10.0%	11	9.9%	2	3.8%	

第2章 障がい者の現状と課題



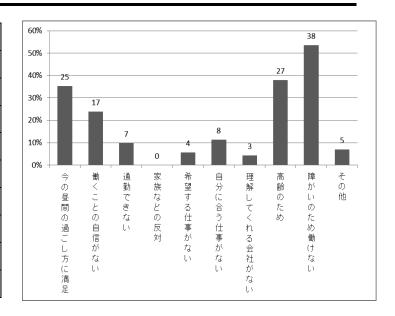
【支援区分別】

		. // 1		/\ o		/\ o	<u></u>	// /		Л г	<u> </u>	
	×	分 1	凶	分 2	<u> </u>	分 3	쯔	分 4	区	分 5	ᅜ	分 6
訓練の場	2	66.7%	4	36.4%	2	16.7%	6	42.9%	3	25.0%	4	66.7%
理解のある会社	3	100.0%	6	54.5%	6	50.0%	5	35.7%	5	41.7%	4	66.7%
職場の設備	1	33.3%	5	45.5%	3	25.0%	3	21.4%	3	25.0%	4	66.7%
同僚の障害への理解	3	100.0%	6	54.5%	5	41.7%	5	35.7%	5	41.7%	4	66.7%
職場内の相談支援者	2	66.7%	5	45.5%	6	50.0%	6	42.9%	4	33.3%	3	50.0%
通勤方法	1	33.3%	5	45.5%	3	25.0%	5	35.7%	7	58.3%	3	50.0%
慣れるまでの付き添い	4	133.3%	4	36.4%	4	33.3%	3	21.4%	7	58.3%	3	50.0%
就職後のサポート	1	33.3%	5	45.5%	2	16.7%	5	35.7%	6	50.0%	4	66.7%
職場以外でのサポート	0	0.0%	3	27.3%	6	50.0%	5	35.7%	5	41.7%	3	50.0%
障害者の就労に対して 理解ある地域	2	66.7%	5	45.5%	5	41.7%	2	14.3%	3	25.0%	4	66.7%
その他	0	0.0%	1	9.1%	1	8.3%	1	7.1%	1	8.3%	0	0.0%
特にない	0	0.0%	1	9.1%	1	8.3%	1	7.1%	1	8.3%	1	16.7%

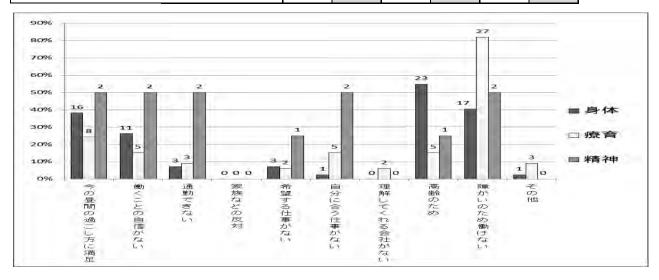


■働きたくない理由

今の昼間の過ごし方に満足	25	35.2%
はたくことの自身がない	17	23.9%
通勤できない	7	9.9%
家族などの反対	0	0.0%
希望する仕事がない	4	5.6%
自分に合う仕事がない	8	11.3%
理解してくれる会社がない	3	4.2%
高齢のため	27	38.0%
障がいのため働けない	38	53.5%
その他	5	7.0%

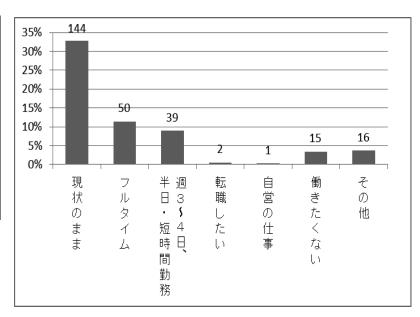


	身体		療育		精	神
今の昼間の過ごし方に満足	16	38.1%	8	24.2%	2	50.0%
働くことの自信がない	11	26.2%	5	15.2%	2	50.0%
通勤できない	3	7.1%	3	9.1%	2	50.0%
家族などの反対	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
希望する仕事がない	3	7.1%	2	6.1%	1	25.0%
自分に合う仕事がない	1	2.4%	5	15.2%	2	50.0%
理解してくれる会社がない	0	0.0%	2	6.1%	0	0.0%
高齢のため	23	54.8%	5	15.2%	1	25.0%
障がいのため働けない	17	40.5%	27	81.8%	2	50.0%
その他	1	2.4%	3	9.1%	0	0.0%

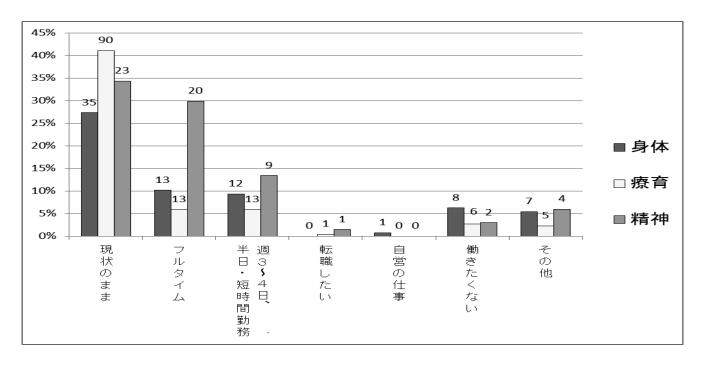


■今後希望する働き方

現状のまま	144	32.9%
フルタイム	50	11.4%
週3~4日、半日·短 時間勤務	39	8.9%
転職したい	2	0.5%
自営の仕事	1	0.2%
働きたくない	15	3.4%
その他	16	3.7%

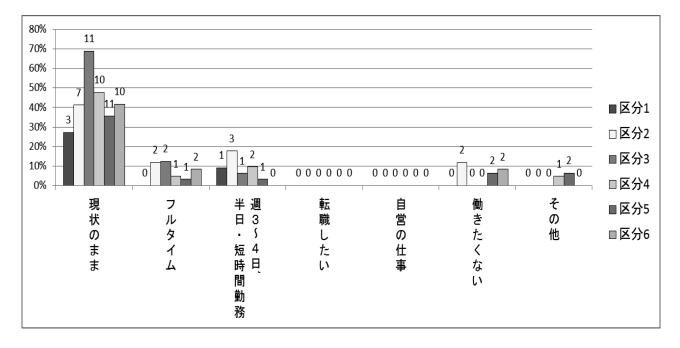


	身体		療育		精神	
現状のまま	35	27.3%	90	41.1%	23	34.3%
フルタイム	13	10.2%	13	5.9%	20	29.9%
週3~4日、半日・短時間勤務	12	9.4%	13	5.9%	9	13.4%
転職したい	0	0.0%	1	0.5%	1	1.5%
自営の仕事	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%
働きたくない	8	6.3%	6	2.7%	2	3.0%
その他	7	5.5%	5	2.3%	4	6.0%



【支援区分別】

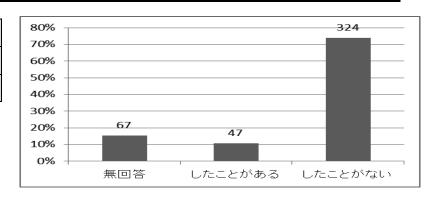
	区	分 1	区	分 2	区	分 3	区	分 4	区	分 5	区	分 6
現状のまま	3	27.3%	7	41.2%	11	68.8%	10	47.6%	11	35.5%	10	41.7%
フルタイム	0	0.0%	2	11.8%	2	12.5%	1	4.8%	1	3.2%	2	8.3%
週3~4日、半日· 短時間勤務	1	9.1%	3	17.6%	1	6.3%	2	9.5%	1	3.2%	0	0.0%
転職したい	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
自営の仕事	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
働きたくない	0	0.0%	2	11.8%	0	0.0%	0	0.0%	2	6.5%	2	8.3%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.8%	2	6.5%	0	0.0%



7 外出状況について

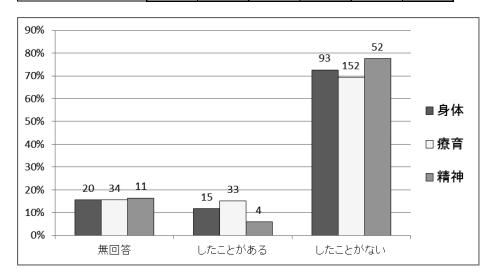
■移動支援事業を利用したことがあるか

無回答	67	15.3%
したことがある	47	10.7%
したことがない	324	74.0%
合計	438	



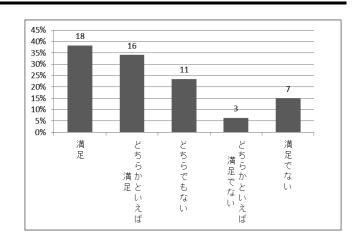
【手帳種別別】

	身体		療育		精神	
無回答	20	15.6%	34	15.5%	11	16.4%
したことがある	15	11.7%	33	15.1%	4	6.0%
したことがない	93	72.7%	152	69.4%	52	77.6%



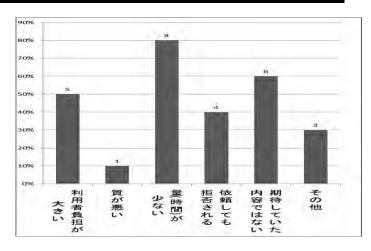
■移動支援に満足しているか

満足	18	38.3%
どちらかといえば満足	16	34.0%
どちらでもない	11	23.4%
どちらかといえば満足でない	3	6.4%
満足でない	7	14.9%



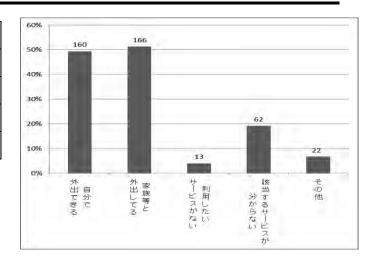
■満足していない理由

利用者負担が大きい	5	50.0%
質が悪い	1	10.0%
量(時間)が少ない	8	80.0%
依頼しても拒否される	4	40.0%
期待していた内容ではない	6	60.0%
その他	3	30.0%



■利用したことがない理由

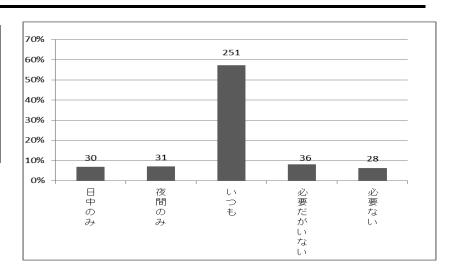
自分で外出できる	160	49.4%
家族等と外出している	166	51.2%
利用したいサービスがない	13	4.0%
該当するサービスが分からない	62	19.1%
その他	22	6.8%



8 災害対策について

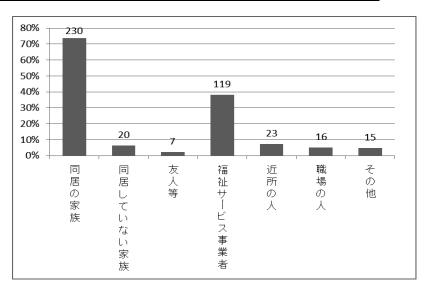
■災害時に頼れる人がいるか

日中のみ	30	6.8%
夜間のみ	31	7.1%
いつも	251	57.3%
必要だがいない	36	8.2%
必要ない	28	6.4%



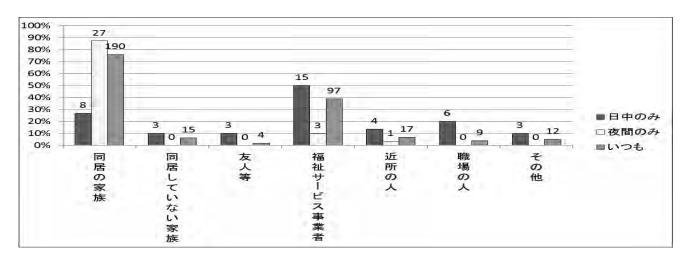
■頼れる人の種類

同居の家族	230	73.7%
同居していない家族	20	6.4%
友人等	7	2.2%
福祉サービス事業者	119	38.1%
近所の人	23	7.4%
職場の人	16	5.1%
その他	15	4.8%



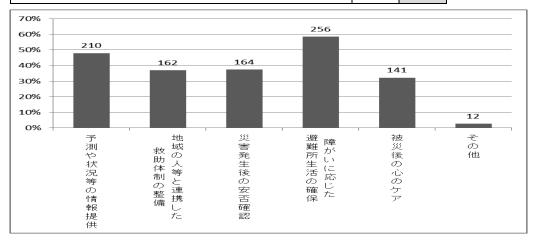
【時間帯別】

	日中	のみ	夜間	のみ	しいつ)ŧ
同居の家族	8	26.7%	27	87.1%	190	75.7%
同居していない家族	3	10.0%	0	0.0%	15	6.0%
友人等	3	10.0%	0	0.0%	4	1.6%
福祉サービス事業者	15	50.0%	3	9.7%	97	38.6%
近所の人	4	13.3%	1	3.2%	17	6.8%
職場の人	6	20.0%	0	0.0%	9	3.6%
その他	3	10.0%	0	0.0%	12	4.8%



■災害時に必要なこと

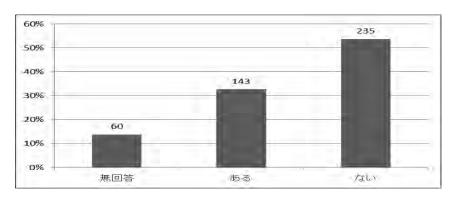
予測や状況等の情報提供	210	47.9%
地域の人等と連携した救助体制の整備	162	37.0%
災害発生後の安否確認	164	37.4%
障がいに応じた避難所生活の確保	256	58.4%
被災後の心のケア	141	32.2%
その他	12	2.7%



9 障がい者への理解について

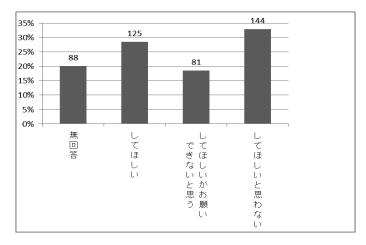
■障がいに関して嫌な思いをしたことがあるか

無回答	60	13.7%
ある	143	32.6%
ない	235	53.7%
合計	438	

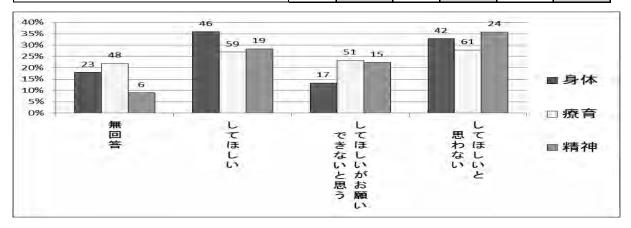


■地域の方などに手助けをしてほしいか

無回答	88	20.1%
してほしい	125	28.5%
してほしいが お願いできないと思う	81	18.5%
してほしいと思わない	144	32.9%
合計	438	

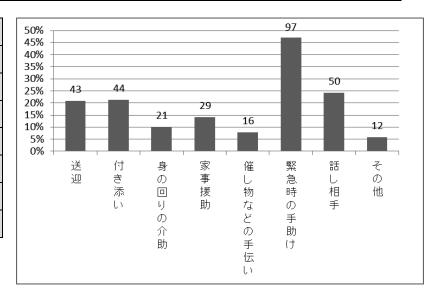


	身	∤体	痑	育	精神		
無回答	23	18.0%	48	21.9%	6	9.0%	
してほしい	46	35.9%	59	26.9%	19	28.4%	
してほしいがお願いできないと思う	17	13.3%	51	23.3%	15	22.4%	
してほしいと思わない	42	32.8%	61	27.9%	24	35.8%	

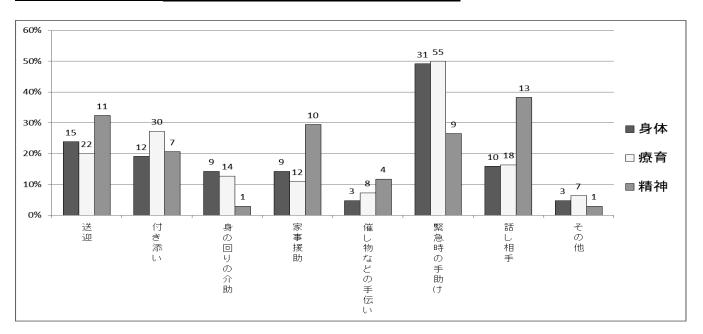


■手助けしてほしいこと

送迎	43	20.9%
付き添い	44	21.4%
身の回りの介助	21	10.2%
家事援助	29	14.1%
催し物などの手伝い	16	7.8%
緊急時の手助け	97	47.1%
話し相手	50	24.3%
その他	12	5.8%

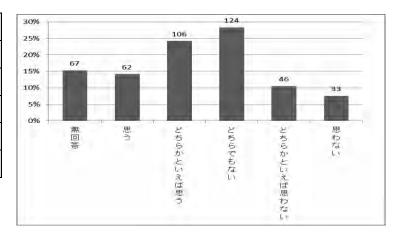


	身体		療	育	精神		
送迎	15	23.8%	22	20.0%	11	32.4%	
付き添い	12	19.0%	30	27.3%	7	20.6%	
身の回りの介助	9	14.3%	14	12.7%	1	2.9%	
家事援助	9	14.3%	12	10.9%	10	29.4%	
催し物などの手伝い	3	4.8%	8	7.3%	4	11.8%	
緊急時の手助け	31	49.2%	55	50.0%	9	26.5%	
話し相手	10	15.9%	18	16.4%	13	38.2%	
その他	3	4.8%	7	6.4%	1	2.9%	



■多治見市が「ともに地域で安心して、元気に暮らせるまち」になっていると思うか

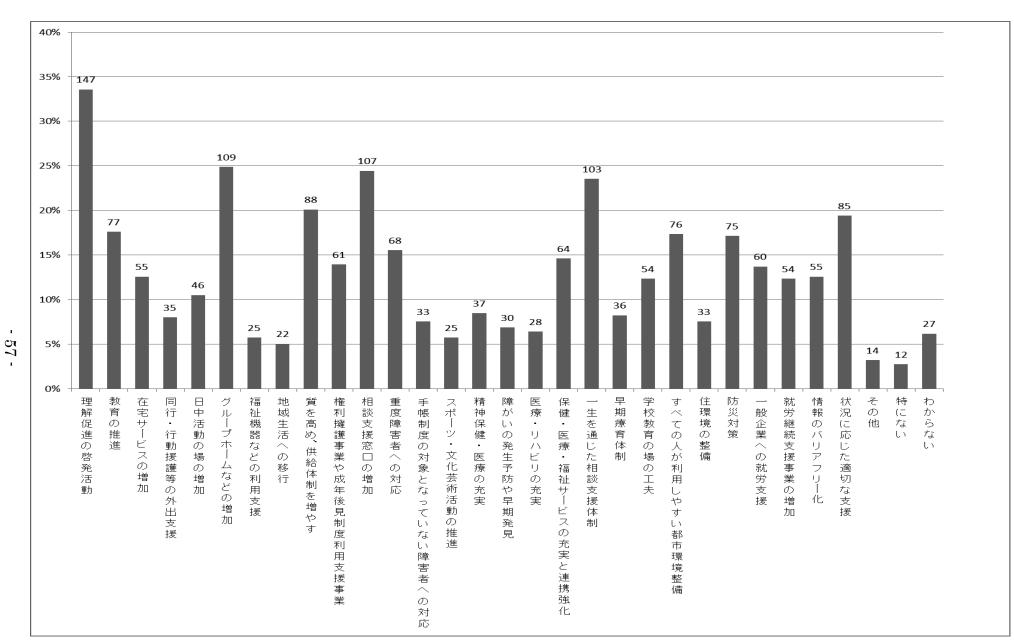
無回答	67	15.3%
思う	62	14.2%
どちらかといえば思う	106	24.2%
どちらでもない	124	28.3%
どちらかといえば思わない	46	10.5%
思わない	33	7.5%
合計	438	



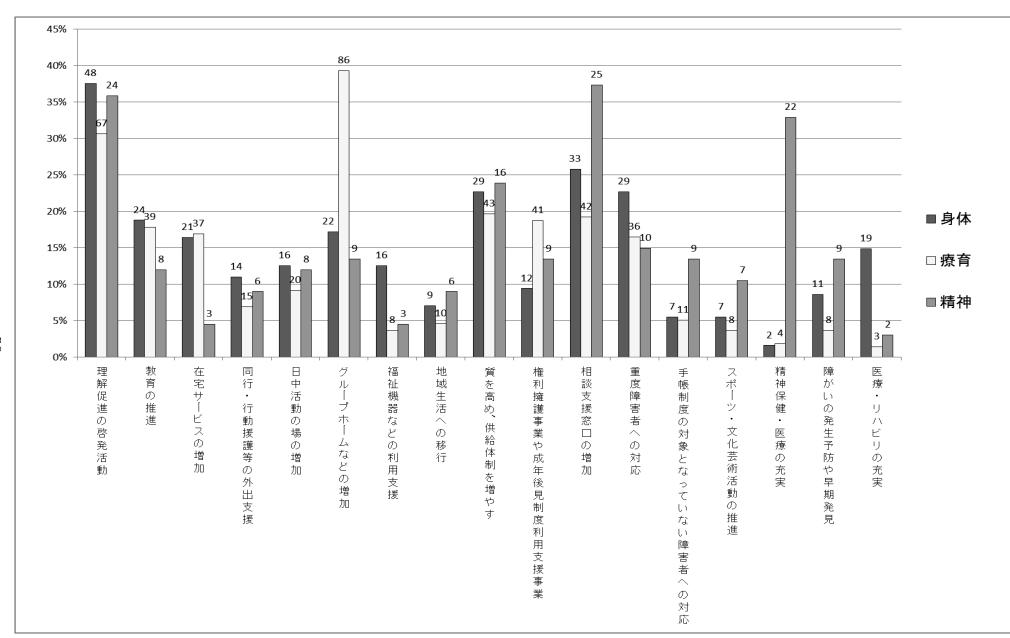
■今後多治見市が力を入れるべきこと

理解促進の啓発活動	147	33.6%
教育の推進	77	17.6%
在宅サービスの増加	55	12.6%
同行・行動援護等の外出支援	35	8.0%
日中活動の場の増加	46	10.5%
グループホームなどの増加	109	24.9%
福祉機器などの利用支援	25	5.7%
地域生活への移行	22	5.0%
質を高め、供給体制を増やす	88	20.1%
権利擁護事業や 成年後見制度利用支援事業	61	13.9%
相談支援窓口の増加	107	24.4%
重度障害者への対応	68	15.5%
手帳制度の対象となっていない 障害者への対応	33	7.5%
スポーツ・文化芸術活動の推進	25	5.7%
精神保健・医療の充実	37	8.4%

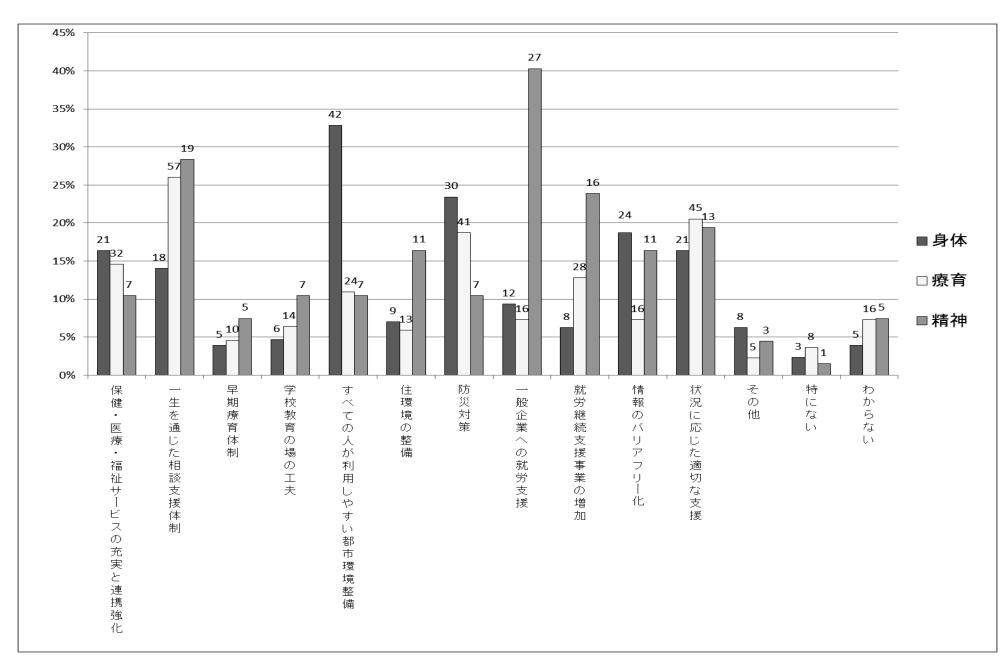
r	,	
障がいの発生予防や早期発見	30	6.8%
医療・リハビリの充実	28	6.4%
保健・医療・福祉サービスの充 実と連携強化	64	14.6%
一生を通じた相談支援体制	103	23.5%
早期療育体制	36	8.2%
学校教育の場の工夫	54	12.3%
すべての人が利用しやすい都 市環境整備	76	17.4%
住環境の整備	33	7.5%
防災対策	75	17.1%
一般企業への就労支援	60	13.7%
就労継続支援事業の増加	54	12.3%
情報のバリアフリー化	55	12.6%
状況に応じた適切な支援	85	19.4%
その他	14	3.2%
特にない	12	2.7%



【 丁 攻作生力リカリ】		身体			精神		
	身	体	療		精	押	
理解促進の啓発活動	48	37.5%	67	30.6%	24	35.8%	
教育の推進	24	18.8%	39	17.8%	8	11.9%	
在宅サービスの増加	21	16.4%	37	16.9%	3	4.5%	
同行・行動援護等の外出支援	14	10.9%	15	6.8%	6	9.0%	
日中活動の場の増加	16	12.5%	20	9.1%	8	11.9%	
グループホームなどの増加	22	17.2%	86	39.3%	9	13.4%	
福祉機器などの利用支援	16	12.5%	8	3.7%	3	4.5%	
地域生活への移行	9	7.0%	10	4.6%	6	9.0%	
質を高め、供給体制を増やす	29	22.7%	43	19.6%	16	23.9%	
権利擁護事業や成年後見制度利用支援事業	12	9.4%	41	18.7%	9	13.4%	
相談支援窓口の増加	33	25.8%	42	19.2%	25	37.3%	
重度障害者への対応	29	22.7%	36	16.4%	10	14.9%	
手帳制度の対象となっていない障害者への対応	7	5.5%	11	5.0%	9	13.4%	
スポーツ・文化芸術活動の推進	7	5.5%	8	3.7%	7	10.4%	
精神保健・医療の充実	2	1.6%	4	1.8%	22	32.8%	
障がいの発生予防や早期発見	11	8.6%	8	3.7%	9	13.4%	
医療・リハビリの充実	19	14.8%	3	1.4%	2	3.0%	
保健・医療・福祉サービスの充実と連携強化	21	16.4%	32	14.6%	7	10.4%	
一生を通じた相談支援体制	18	14.1%	57	26.0%	19	28.4%	
早期療育体制	5	3.9%	10	4.6%	5	7.5%	
学校教育の場の工夫	6	4.7%	14	6.4%	7	10.4%	
すべての人が利用しやすい都市環境整備	42	32.8%	24	11.0%	7	10.4%	
住環境の整備	9	7.0%	13	5.9%	11	16.4%	
防災対策	30	23.4%	41	18.7%	7	10.4%	
一般企業への就労支援	12	9.4%	16	7.3%	27	40.3%	
就労継続支援事業の増加	8	6.3%	28	12.8%	16	23.9%	
情報のバリアフリー化	24	18.8%	16	7.3%	11	16.4%	
状況に応じた適切な支援	21	16.4%	45	20.5%	13	19.4%	
その他	8	6.3%	5	2.3%	3	4.5%	
特にない	3	2.3%	8	3.7%	1	1.5%	
わからない	5	3.9%	16	7.3%	5	7.5%	
	_						



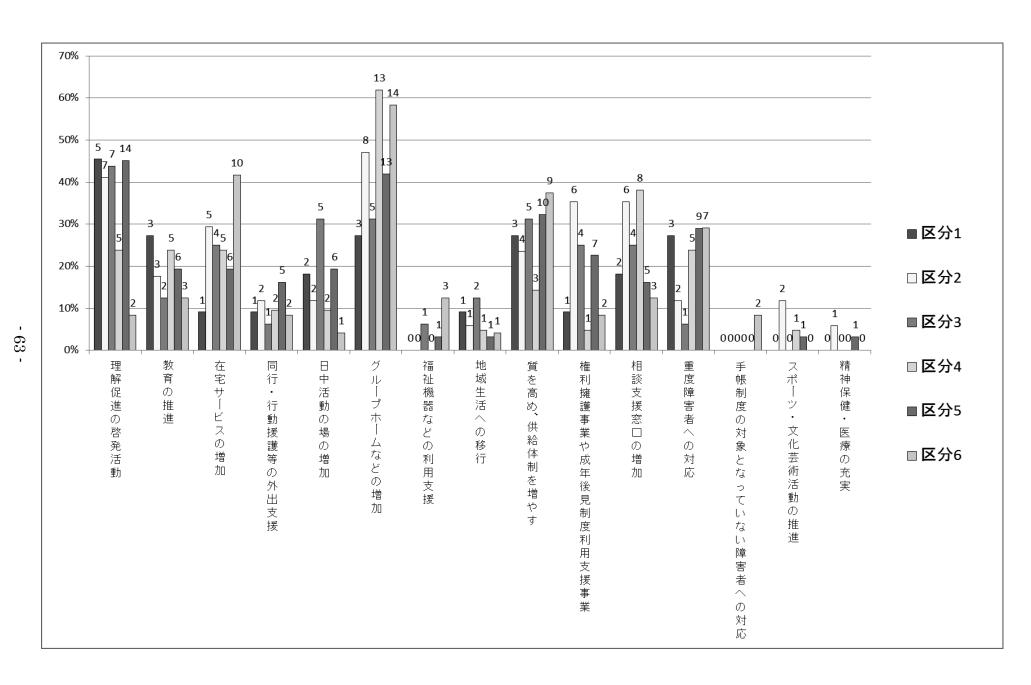


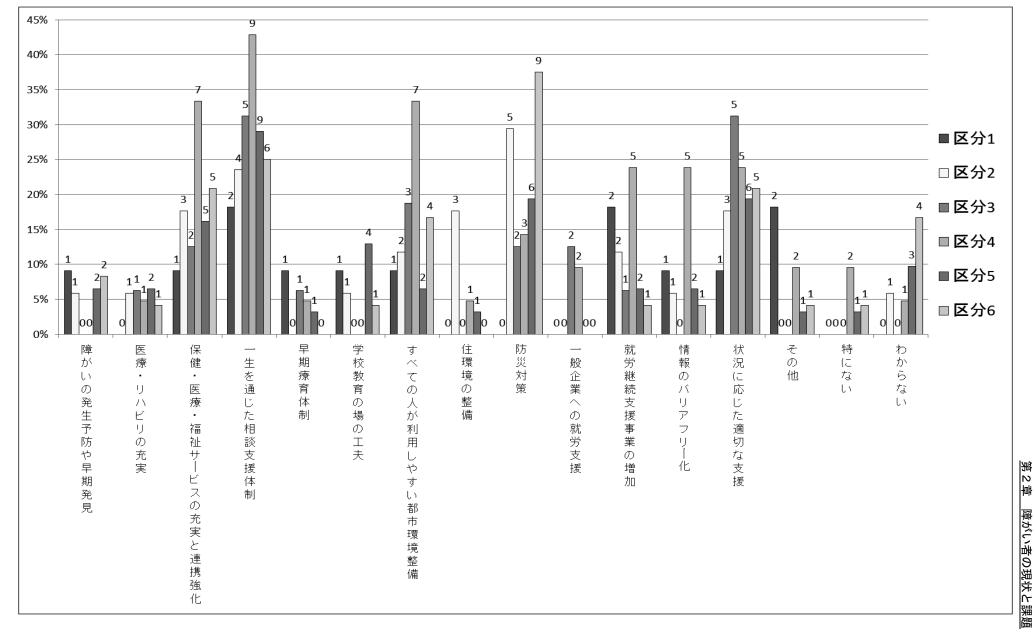


第2章 障がい者の現状と課題

【支援区分別】												
	区分	分1	区	分2	区分	分3	区	分4	区	分5	区分	6
理解促進の啓発活動	5	45.5%	7	41.2%	7	43.8%	5	23.8%	14	45.2%	2	8.3%
教育の推進	3	27.3%	3	17.6%	2	12.5%	5	23.8%	6	19.4%	3	12.5%
在宅サービスの増加	1	9.1%	5	29.4%	4	25.0%	5	23.8%	6	19.4%	10	41.7%
同行・行動援護等の外出支援	1	9.1%	2	11.8%	1	6.3%	2	9.5%	5	16.1%	2	8.3%
日中活動の場の増加	2	18.2%	2	11.8%	5	31.3%	2	9.5%	6	19.4%	1	4.2%
グループホームなどの増加	3	27.3%	8	47.1%	5	31.3%	13	61.9%	13	41.9%	14	58.3%
福祉機器などの利用支援	0	0.0%	0	0.0%	1	6.3%	0	0.0%	1	3.2%	3	12.5%
地域生活への移行	1	9.1%	1	5.9%	2	12.5%	1	4.8%	1	3.2%	1	4.2%
質を高め、供給体制を増やす	3	27.3%	4	23.5%	5	31.3%	3	14.3%	10	32.3%	9	37.5%
権利擁護事業や成年後見制 度利用支援事業	1	9.1%	6	35.3%	4	25.0%	1	4.8%	7	22.6%	2	8.3%
相談支援窓口の増加	2	18.2%	6	35.3%	4	25.0%	8	38.1%	5	16.1%	3	12.5%
重度障害者への対応	3	27.3%	2	11.8%	1	6.3%	5	23.8%	9	29.0%	7	29.2%
手帳制度の対象となっていない障害者への対応	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	8.3%
スポーツ・文化芸術活動の推進	0	0.0%	2	11.8%	0	0.0%	1	4.8%	1	3.2%	0	0.0%
精神保健・医療の充実	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.2%	0	0.0%

	区分	} 1	区分2		区分3		区分4		区分5		区分6	
障がいの発生予防や早期発 見	1	9.1%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	6.5%	2	8.3%
医療・リハビリの充実	0	0.0%	1	5.9%	1	6.3%	1	4.8%	2	6.5%	1	4.2%
保健・医療・福祉サービスの 充実と連携強化	1	9.1%	3	17.6%	2	12.5%	7	33.3%	5	16.1%	5	20.8%
一生を通じた相談支援体制	2	18.2%	4	23.5%	5	31.3%	9	42.9%	9	29.0%	6	25.0%
早期療育体制	1	9.1%	0	0.0%	1	6.3%	1	4.8%	1	3.2%	0	0.0%
学校教育の場の工夫	1	9.1%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	4	12.9%	1	4.2%
すべての人が利用しやすい 都市環境整備	1	9.1%	2	11.8%	3	18.8%	7	33.3%	2	6.5%	4	16.7%
住環境の整備	0	0.0%	3	17.6%	0	0.0%	1	4.8%	1	3.2%	0	0.0%
防災対策	0	0.0%	5	29.4%	2	12.5%	3	14.3%	6	19.4%	9	37.5%
一般企業への就労支援	0	0.0%	0	0.0%	2	12.5%	2	9.5%	0	0.0%	0	0.0%
就労継続支援事業の増加	2	18.2%	2	11.8%	1	6.3%	5	23.8%	2	6.5%	1	4.2%
情報のバリアフリー化	1	9.1%	1	5.9%	0	0.0%	5	23.8%	2	6.5%	1	4.2%
状況に応じた適切な支援	1	9.1%	3	17.6%	5	31.3%	5	23.8%	6	19.4%	5	20.8%
その他	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%	2	9.5%	1	3.2%	1	4.2%
特にない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	9.5%	1	3.2%	1	4.2%
わからない	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	1	4.8%	3	9.7%	4	16.7%





4 障がい者団体との意見交換会による課題の整理

1 目的

障がい者本人やその家族等の現状や個別の具体的なニーズを把握するため、障がい者団体との意見交換会を実施しました。

2 意見交換会実施団体

- 12 団体(順不同)
 - ① 多治見重度心身障害者協会(重度心身障がい者の福祉増進を目的として活動する団体)
 - ② 岐阜県聴覚障害者福祉協会多治見支部(聴覚障がい者の福祉増進を目的として活動 する団体)
 - ③ 多治見地区手をつなぐ親の会(知的障がい者の福祉増進を目的として活動する団体)
 - ④ 多治見市肢体不自由児・者父母の会(肢体不自由児(者)の福祉増進を目的として活動する団体)
 - ⑤ 東濃さつき会(精神障がい者及びその家族の福祉向上を目的として活動を行う団体)
 - ⑥ 特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会 (難病患者の医療・保健・福祉の 増進を目的として活動する団体)
 - ⑦ 岐阜県身体障害者福祉協会多治見支部(身体障がい者の福祉増進を目的として活動 する団体)
 - ⑧ 岐阜県視覚障害者福祉協会多治見支部(視覚障がい者の福祉増進を目的として活動する団体)
 - ⑨ 岐阜県自閉症協会多治見市ブロック(自閉症児者の福祉増進を目的として、その家族が中心となって活動する団体)
 - ⑩ 発達支援センター「ひまわり」保護者会(心身に障がいや発達に何らかの遅れや偏りがあり、発達支援センターひまわりに通う幼児を持つ親同士の交流等を行う保護者会)
 - ① 発達支援センター「なかよし」保護者会(心身に障がいや発達に何らかの遅れや偏りがあり、発達支援センターなかよしに通う幼児を持つ親同士の交流等を行う保護者会)
 - ② 東濃特別支援学校保護者会(東濃特別支援学校に通う子どもの福祉増進を目的として活動する保護者会)

3 実施期間

平成29年7月3日~9月14日

意見交換会における主な意見の概要(順不同)

■多治見重度心身障害者協会

施設について

4

- (1) 多治見市内にも市民病院の他にショートステイ(※1)(医療型)を充実させてほしい。
- (2) 市民病院のショートステイ(医療型)は日帰りのみ。泊りもできるようにしてほしい。
- (3) 緊急な用事ができた場合に対応してもらえる場がない。ショートステイ(福祉型・医療型)は3か月前に予約するなどしかなく、緊急時に泊りで対応してくれる場がほしい。
- (4) 泊りである必要がない場合でも、長時間で手厚い介護はショートステイ(福祉型・医療型)しかないため、ショートステイ(福祉型・医療型)を使っているという方も多い。夕方親が帰ってくるまででいい人と、本当に泊りで見てほしい人で、限られたショートステイ(福祉型・医療型)の枠を取り合っている状況である。「一部の支援だけでいいが、できないのでショートステイ(福祉型・医療型)を使う」という人を減らすため、市は何が必要なのかを見極めてほしい。
- (5) 社協が行うグループホームの試用は応募者が少ないとのことであるが、初めてできた施設へいきなり預けるということは、親として不安である。試用段階の事業は応募数が少ないが、実際必要としている人は多いので、まず事業を始めて親の不安を取り除けば、自然と利用者は増えていく。
- (6) 子どもが特別支援学校を卒業した後の居場所が不安である。
- (7) 子どもの将来に不安があるため、親自身のケアを後回しにしてしまう。
- (8) 子どもは知的障がいと視覚障がいを持っている。多治見市にはどちらか片方の障がいに対応した就労支援施設はあるが、両方に対応しているところは中津川市などにしかない。多治見市にも複合した障がいに対応した就労支援施設をつくってほしい。

相談支援について

- (9) 障がい者の状態は個人ごとに様々なので、支援区分というくくりで決めるのでは なく、そこから先を相談しながら妥協点を見つけるようにしたい。
- (10) 結論ありきの話し方ではなく、その人ごとに沿った相談を市の窓口で行えるようにしてほしい。

災害時について

- (11) 福祉避難所が決まっているなら、初めからそこへ避難したい。
- ※1 ショートステイ:短期入所の通称。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め障害者支援施設又は医療機関で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■岐阜県聴覚障害者福祉協会多治見支部

障がいへの理解について

- (1) 車に乗る際に、聞こえないことを伝えても相手が分かってくれずトラブルになることがある。
- (2) 耳が聞こえないことを伝えても、トラブルになり怪我をしたこともある。聴覚障がい者マークへの理解を深めてほしい。
- (3) 駅北立体駐車場を利用した際に、管理者に耳が聞こえないことを伝えても口で話すばかりで分からなかった。その後、待たされたが、なぜ待たされているのかも分からないままであった。そういう場所でも聴覚障がいへの理解を深めてほしい。
- (4) 市役所の本庁舎は手話通訳者がおらず不便。メモ用紙を置いていない窓口もあり、 要件をすぐに伝えられないこともあった。
- (5) 市役所の窓口で、障がいに理解がある人とない人の差が大きい。

災害時について

- (6) 災害時のファックスについて、日中であればファックスの受信がわかるので知る ことができるが、夜寝ているときだと分からない。ファックスの受信を振動や強い 光で教えてくれる機械と連動できるようになればと思う。
- (7) アイドラゴンという機械はテレビがついていなくても情報が来たことを知らせて くれる。しかし、地域の細かい情報は難しいので、こういう機械とファックスが連 動して光ったりしてほしい。
- (8) 町内の人に自分が聴覚障がいであることを伝えるのは大事だと思っているが、市 役所などからすぐに災害等の情報がほしい。
- (9) 防災無線などでたまに放送があるが、何を伝えているのか聴覚障がい者には分からず、近所の人に聞いたりしている。

日常生活について

- (10) 市から交付されるタクシーチケットの利用を断られたことがある。
- (11) 車の免許を返還して、買い物は市之倉トライアングルバスを使うようになった。 電話以外でもファックスで申請ができる点はうれしかった。

■多治見地区手をつなぐ親の会

施設について

- (1) 施設を選ぶ際、施設ごとの特徴が分かるとよい。
- (2) 移動支援等を使用すると、職員によって対応が違う。しかし、支援してもらっているという負い目から伝えることができないことが多い。
- (3) グループホーム(※1)の人手が少なく先行きが不安である。

日常生活について

- (4) 自分たちから周りの人たちへの働きかけが必要だと思っている。
- (5) 最近は地域の関わり合いが薄くなっており、町籍簿などが必要になっている。

- (6) ベビーシッターのような 2、 3 時間くらいを見ていてくれる人がほしい。親の介護も重なると、とても大変である。
- (7) 親子で一緒に入れるトイレがほしい。普通のトイレの場合周りの目を感じてしま う。図書館のトイレはとても入りやすい。
- (8) 休日と夜間の支援がほしい。
- (9) 自分達はあと 10 年もすれば動けなくなるかもしれない。子どもたちが今の生活で幸せなのか、少しでも工賃などをもらえる方が充実するのではないかとも思うが、本人の希望を聞いてこの先を決めたい。
- ※1 グループホーム:共同生活援助の通称。夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や入浴、 排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

■多治見市肢体不自由児・者父母の会

施設について

- (1) 就労継続支援B型の事業所の職員の質が悪い。
- (2) 施設の職員が障がい者に寄り添っていない。知識が少なく、理解度も低い。
- (3) ケア会議に助言者がおらず、また国家資格を持っている職員が少ない。
- (4) 就労継続支援B型の事業所が、障がい児・者へ個別に対応ができておらず、将来が心配。
- (5) 施設で起こったアクシデントは、些細なものでも市に報告させるよう徹底してほしい。
- (6) 放課後等デイサービスは療育施設なのだという自覚を持ってほしい。
- (7) 職員が少なくなっていて、将来が不安である。すでに退職した人でも積極的に呼び込み、スキルがある職員を採用するようにしてほしい。
- (8) 駅の「思いやり駐車場」に障がい者の車が止められないことが多い。駐車して降りていく人もいる。道路へ飛び出してしまう障がい者もいるので、朝、夕だけでも施設の車が止められるようにしてほしい。

災害時について

- (9) 地震の時はどこに避難すればいいか、福祉避難所はどこにできるか分からない。
- (10) 小中学校の特別支援学級は、子どもたちが長く暮らした場所で、子どもたち自身 は安心できる場所だと思う。そちらに避難したい。

日常生活について

- (11) 地域的に障がい者への理解が低い。
 - ・ファミリーレストランのドリンクバーで、うまく注げずに後ろの人を待たせたときに、店から「もう来ないでほしい」と言われたことがあった。
 - ・知的障がいをもつ子どもは、本屋で興味がある本が3、4歳向けの本であったりするが、見た目は大人なので、店員から「子ども用ですから」と声をかけられ、売り場にいられないことがあった。
 - ・子どもがスーパー店内の曲がり角で店長とぶつかったときに、子どもが鼻血を出

しているのに、「こういう子だから、こんなことをするんだ」などと差別的な言葉で怒鳴られた。

- (12) 親同士の情報交換が少なくなったので、市のサービスや適したサービスが本人に 伝わりづらくなっている。様々な施設でこのようなサービスがあるという情報を親 等に周知してほしい。
- (13) 市からのサービス案は提案型なので、親自身がどのようなサービスがあるのか把握し、様々なサービスの中から、自分達に適したものを選択できるように、保護者会などを利用した説明会や、施設自身が説明できる場を設けてほしい。
- (14) 子どもの手帳について、取りたくないという人や、隠している人が多くいる。そ ういう人たちにも手帳を取ってもらう方法を考えてほしい。

市の窓口について

(15) 対応してくれている人の表情で、障がいへの理解度が分かる。子どもに対応した 職員がぎょっとしたことがあった。障がいへの理解を深めてほしい。身体障がいと 比べて知的障がいは理解が低いように感じる。

■東濃さつき会

福祉サービスについて

- (1) 家にいてもテレビを見るぐらいしかやることがないので、事業所を長時間利用できるようにしてほしい。
- (2) 精神障がいの症状はとても多く、既存のサービスに当てはめることが難しい。市 や事業所から、症状ごとに最適なサービスを紹介してほしい。

災害時について

- (3) 災害の時、近所に大きい避難所がない。
- (4) 災害の時に不安で動けなくなる人もいる。
- (5) 地域の人でも、自分と同じように障がいを持っているような人でないと、お互い に気にかけるということが難しいと思う。
- (6) 夜、薬を飲まないと眠れない。避難所に薬の備蓄があるか心配である。

日常生活について

- (7) 食事を用意することができないときがある。近くにコンビニ等もなく、歩いて買いに行こうとすると往復1時間ほどかかってしまう。
- (8) バスの本数が少ない。コミュニティバスが通ってほしい。(松坂町)
- (9) 多治見市には大きいショッピングセンターがなく不便。
- (10) 障害者手帳の申請などをする際に、駅北庁舎で済むようになって便利になった。

緊急時について

- (11) 「自分の身は自分で守れ」と言われるが、緊急時の対応はちゃんとしてほしい。
- (12) 精神障がいに対応できる緊急の当番の病院は、郡上であったり、西濃の方であったりして、緊急として利用できない。地域の中で緊急時に対応してくれる場所がほしい。

(13) 夕方から明け方に対応してもらえる場所がほしい。

■特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会

施設について

(1) 透析医療機関などに通院する際、バスでの送迎を無料で行ってもらっているが、最近無料での運行が厳しいようである。無料バスをなくさないようにしてほしい。

災害時について

- (2) 人工透析は週3回ほど行う必要があるが、災害時には透析に必要な電気、水が確保できるか心配である。
- (3) オストメイト(※1)の避難所でのトイレが心配。

日常生活について

- (4) オスメイトに対応したトイレが、多治見市内のどこにあるか分かるような地図が ほしい。
- (5) 市の窓口などに身体障がい者の担当者はいるが、難病患者の担当者はいない。全体的に身体障がい者のほうがサービスは良いと感じる。
- (6) 難病患者は病状の良い時期と悪い時期がある。
- (7) 人工透析ということは見た目では分かりにくい。ヘルプマーク(※2)は大変ありがたいので、どのようなマークであるのかの認識を広める活動をしてほしい。
- (8) ストーマ用装具の交付金について、夏場だと汗をかくので交換頻度も増えて出費がかさむ。交付金は大変ありがたいが、1年を通して一定の金額ではなく、時期や個人の状態を考慮して臨機応変に決定をしてほしい。
- (9) 難病患者は症状が多種多様なので、他の身体障がい者のように、一律の対応はや めてほしい。

相談支援について

- (10) 福祉課の窓口は難病者に対して、どのような相談を受け付けているのか分からない。
- ※1 オストメイト:病気や事故により、消化管や尿管の機能が損なわれたため、腹部等に排せつのための開口部(ストーマ)を設けた人。
- ※2 ヘルプマーク:障がいの有無に関わらず、援助や配慮を必要としていることが 外見では分かりにくい人々が、周囲に援助等が必要なことを知 らせることで、援助等を得やすくなるように作成されたマーク。



ヘルプマーク

■岐阜県身体障害者福祉協会多治見支部

災害時について

- (1) 災害の時などは、夜中に移動したり、慌てて移動すると危ないので、前もって準備できるようにしたいと思う。
- (2) 災害時に避難する場合は、障がい者用トイレがある場所に避難したい。

日常生活について

- (3) バスなどの買い物の際の移動手段が、今後無くなるのではないかと心配である。 バスなどが無くなると、買い物だけではなく外出するという事自体が少なくなり、 障がいがより進行すると思う。
- (4) 郵便を出すのも苦労する。ポストにたどり着くだけでも時間がかかる。もっとポ ストがあると良い。
- (5) 診療所などは電話予約がほぼ必須である。聴覚障がいを持つ人たちは電話では予約が難しい。診療所に行ってから診察の順番を待つが、後から入った予約の方が先になってしまい、何時間も待たされてしまう。ファックス等でも予約ができるようにしてほしい。
- (6) 町内会の班長の当番が回ってきたが、町内会長に自分の障がいについて話しをして、班長を代わってもらうことができた。資源ごみの当番も、立ち続けることが辛いということを伝えたら順番から外してもらうことができ、大変ありがたい。
- (7) 私は、聴覚障がい者であるが、昨年町内会で班長をしていた。町内の会議に要約 筆記者の派遣を申請して良いかわからず、申請をせず会議に行ったが、内容がほと んど分からなかった。ほかの障がい者の方にも要約筆記者などをよく知ってもらえ るように、今後は積極的に要約筆記者の派遣を申請していこうと思う。

■岐阜県視覚障害者福祉協会多治見支部

福祉サービスについて

- (1) ラジオ放送も受信可能なテレビの受信機を日常生活用具の補助対象にしてほしい。
- (2) 市の色々なところから聞き取り調査がある。一括に集約してほしい。

災害時について

- (3) 家の周りに人がおらず、災害時の避難が心配。
- (4) 姫町に住んでいても、可児市の避難所へ避難できることはありがたい。

日常生活について

- (5) 町内会の役員を一年間行っていた。みんなに手伝ってもらうことで、行うことができたが、町内会長などは「めくらだから、みんな手伝ってやれよ」というような言葉使いであった。いまだに差別的な言葉使いをする人がいるので、意識の改善を推進してほしい。
- (6) 「障がい者は能力が低い」という認識が根付いている。
- (7) 目が見える人は物を適当に置く。目が見えない人はいつもと違う場所に置いてあ

- ることが分からず、転んでしまう。
- (8) 白杖を使って歩いていると「なんでそんな長い棒を持ち歩いているんだ」と言われた。
- (9) 点字の資料が少なく、情報を得る機会が少ない。

■岐阜県自閉症協会多治見市ブロック

福祉サービスについて

- (1) 相談支援、就労支援の利用先を変えたところ、対応の大きな違いに戸惑いと不安を感じた。
- (2) 市は、福祉サービス事業所の支援内容について、問題点を把握し改善できるよう チェックしてほしい。
- (3) 支援員に障がいへの理解や知識がないなど、支援の質が落ちていると感じる。

災害時について

- (4) 自閉症児・者は慣れない場所で大勢の人がいると、奇声をあげたり、走り回ったりすることがあるので、一般の避難所に行くことは難しい。直接、福祉避難所に避難できるようにしてほしい。
- (5) 避難所にいることができず、家や車の中で過ごす人たちにも、確実に情報や支援物資が届くよう配慮してほしい。
- (6) 避難行動要支援者に関するアンケートについて、登録者が少ないのは、障がい者 が一人になった場合を想定していないなど、設問に問題があるのだと思う。

日常生活について

- (7) 通所施設を利用しているが、親の介護等も重なると送迎などが大変である。時間 外の対応、土日や緊急時のショートステイを利用できるようにしてほしい。
- (8) 相談窓口にもっと行きやすくなるよう工夫してほしい。相談支援事業者が実績を増やすことは重要である。
- (9) 子どもの将来や親亡き後が心配であり、専門性のあるグループホームや入所施設が必要である。

アンケートについて

(10) 本人が答えられない場合、「本人の立場に立って」答えることは難しい。重度の知的障がい者であれば、言葉で伝えられず、本人の思いを推し量ることもできないので、「親の立場で」思いや願いを答えることになる。

■発達支援センター「ひまわり」保護者会

日常生活について

(1) 仕事と子どもの療育との両立が難しい。週2回ここに通所し、その他作業療法などがあり、土日も働かないと保育園入所の条件を満たす就業時間数が得られない。 ひまわりに通っていることを理由に、(優先入所の)点数の加点がないか問い合わせたが駄目で幼稚園しか選択できなかった。(障害者手帳、診断は共になし。)

- (2) 自分の子どもには、特に体を動かすことをしてほしいので、そうしたことに重点 をおいた幼稚園があるとうれしい。
- (3) 療育と保育が同じところでできると良い。今は、療育と保育で場所を替えなければならず親の負担が大きい。

福祉サービスについて

- (4) 個人差もあり難しいとは思うが、親としては、通所し始めてから終わるまでの見通しや計画を目安でも良いので始めに教えてもらいたい。親はいつまで療育が続くのか見通しが持てず非常に不安である。
- (5) 他市の親の話を聞いて、多治見は早い時期から療育が受けられて本当にすごいと感じた。
- (6) 「ひまわり」に来るのが親子共に本当に楽しい。親子で一緒にできることがうれ しい。
- (7) 医師に勧められてここにつながったが、最初はものすごく抵抗があった。周りの 目も気になった。
- (8) 療育勧奨について、はっきり言ってもらった方が良いという親もいれば、そうでない親もいる。自分は声をかけてもらって本当に良かった。療育へ通うかどうかの最初の壁はとても高いと思う。
- (9) 「わんぱく教室」や「ひまわり」で親同士の横のつながりができたことが良かった。色々な事情を抱えて孤独に陥りがちな中で、自分の話を聞いてもらえることがなにより助けになった。親が安心することで子どもにも良い影響を与えた。
- (10) 「ひまわり」ではグループ会議があって親同志で話ができる点が良い。
- (11) 最初、乳幼児検診時に療育勧奨の声掛けがあったりするが、親としては健診を早く終えて帰りたい気持ちしかないため話が入りにくいと思う。「療育は、医師の診断といったような怖いものではないんだよ。もっと気軽に受けられるものだよ」と落ち着いて話ができる場があると良いと思う。
- (12) 初めは、発達が遅れていると聞きショックだったが、ひまわりでなんでも相談できて、よい場所であることが分かり、子どももとても喜んで通所している。子どもだけでなく、自分のためにも通っている。
- (13) 「ひまわり」に来て、今まで他人に興味がなかった息子が他の子と手をつなぐようになり、表情も豊かになった。笑うようになった。毎朝「ひまわり」へ行きたがる。成長が目に見えて、ここへ来て本当に良かったと思っている。
- (14) 他の子への働きかけができるようになって、周りの子が逆に自分の子を理解し助けてくれるようになった。
- (15) ここへ来るまでは、こんな楽しいところという印象はなく、訓練的な施設だと思っていた。周りの人からもそんなところに行かなくてもいいとも言われた。一般には暗いところというイメージを持たれているようだ。
- (16) アクセスのしやすい場所に療育施設を置いて欲しい。「ひまわり」の立地のクレームはよく聞く。市の中心にあると良い。
- (17) 建物の老朽化は改善してほしい。特に雨漏り、段差の解消。
- (18) 子どもは新しい場所が苦手なので、大好きな「ひまわり」の園庭を閉所日も開放してほしい。園庭の遊具も充実してほしい。
- (19) 親としては、子どもが成長したら自分は仕事ができるという安心感が欲しい。
- (20) 療育について、通所につながっていない親へ伝えられる場があれば参加してみた

11

(21) 通所日数については今のままで良い。3歳未満児のときはもう少し通えたらと思った。

地域の暮らしについて

- (22) 自分の子どもは障害者手帳を持っているわけでもなく、診断があるわけでもなく、 障がい児の親としての普段の暮らしに困ってはいない。
- (23) 幼稚園の先生にはもう少し療育への理解を深めてほしいと感じることがある。
- (24) 親が病気になったときの子どもの世話に困る。ファミリーサポートセンター(※1)の利用も考えたが、子どもは新しい人が苦手なので見送った。しかし、周りに身内がいないと他人に頼らざるを得ないとは思っている。
- (25) 主な相談窓口は「ひまわり」。それ以外は通院先。
- (26) どこに相談窓口があるのかそもそも分からない。
- (27) 他の親さんから悩み事の相談を受け、子ども支援課に相談したら、相談を受けてつらかったら、受けられた方の悩みも聞きますよと言われ救われたことがあった。
- (28) 就学後も「ひまわり」のような気軽に相談できる場所が欲しい。
- ※1 ファミリーサポートセンター:地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人 が会員になり、助け合う会員組織

■発達支援センター「なかよし」保護者会

災害時について

- (1) 自分の子どもは、大勢の中に入ることが苦手。じっとしていることも苦手なので、 災害時避難場所に入れないかもしれないという不安がある。子どもも自分も通いな れている「なかよし」に避難できたらいいなとは思うが、耐震化等建物の安全性は 心配。
- (2) 災害時、2人の小さい子どもを同時に連れて避難できるだろうかという不安がある。おむつなど必要な日要品が多いが、避難時は持っていけないだろうと思っている。

日常生活について

- (3) 週1で「なかよし」へ通所しなければならないことで仕事を見付けにくい。支援 担当の付いてくれる保育園に預けたいが、そもそも仕事が見付からないと保育園に 預けられない。
- (4) 自分が病気の時に夫が仕事を休めず、自分で子どもの世話をしたら子どもにうつってしまったことがあった。そうした時に短期間預けることのできるサービスがあるといい。
- (5) 父親と娘(10歳)で外出しているとき、公共のトイレを使う際に支援が必要な場合がある。子どもが大きくなってきたため、父親が一緒にファミリートイレ等に入ると周囲の視線が気になり辛いときがある。車いす等とちがって、発達障がい児は一見障がい児とは分からないため偏見を持たれやすいと感じる。

(6) 男性トイレには子どもを座らせる椅子やおむつコーナーがないので、外出時父親 に子どもを預けると不便なことがある。イオンなどはしっかり整備されていて過ご しやすい。

福祉サービスについて

- (7) 「なかよし」は立地が悪いと思う。車で通えない人は苦労している。
- (8) 建物が古い。
- (9) 就園児は、園を途中で抜けたり休んだりして「なかよし」へ通っている。活動や 昼寝など中断しなければならないこともあり、本当はそれぞれの通っている園で療 育が受けられるといいと思う。
- (10) 保健センターの健診時、ほかの子より成長の遅れが大きいのを目の当たりにして つらかった。健診は大切なので行かなければいけないという気持ちはあるが、時間 をずらすなどの配慮はできないか。
- (11) 「なかよし」で健診を受けることはできないか。又は、「なかよし」に通っているということで健診を免除することはできないか。
- (12) 健診で、できないとわかっていることを何度もやらされたり、同じことを何度も 言わされてつらかった。
- (13) 健診のときに、保健センターの職員が療育を受けている子だということを知らないのではないかと思う場面があった。事前に確認しておいて対応してほしい。
- (14) 見た目では他の子と変わらないので、周囲の人から、しつけがなっていないと見られる。
- (15) 障がい児専用の園をつくってほしい。特別支援学校はあるが園はない。投薬や医療行為ができるよう看護師や養護教諭を園に配属してほしい。
- (16) 通常園に入ることも大切な経験だと思う。
- (17) 就園するまで、週2回グループ療育に通った。初めは抵抗があったが、ほかの子 の成長も見ることができて良かった。

地域の暮らしについて

- (18) 光ケ丘に住んでいる。近くに児童館や大きな公園がなく、市内のそうした施設の 配置には偏りがあると感じている。休日に春日井や名古屋の公園まで出かけること もある。複数あって選べるような環境だと良い。
- (19) 道路で、白線が無かったり、薄くなっていたりして、歩道が整備されていないためた険に感じるところがある。(例:精華愛児幼稚園付近、根本地区)
- (20) 子どものことで困ったことがあったときは、「なかよし」、かかりつけ病院の先生、 園の支援児担当の先生の順に相談している状況。
- (21) 生まれつき脳に障害があり支援が必要な子だが、地域では、親の育て方が悪いと見られつらい時がある。一般の人に理解してもらえる機会があるとよい。
- (22) マタニティマークのようなマークで子どもが付けられるものがあるとよいのでは ないか。
- (23) 支援が必要な人であることを示すマークがあると聞いたことがある。
- (24) スーパーの駐車場などでは、子どもが走り出して危険なときもあるため障がい者エリアを利用することもある。一見障がい児と分からないため誤解されやすい。
- (25) 子どもが障がい児であることについては、受け入れできているのでマークをつける等、自己発信することについては特に抵抗はない。

■東濃特別支援学校保護者会

日常生活について

- (1) 高校3年生の子どもがいるが、夏休みに放課後等デイサービス(※1)を利用できて大変助かった。
- (2) 放課後等デイサービスでは文字を書く練習などもさせてもらっており、とても必要なサービスだと感じている。
- (3) 高校を卒業すると放課後等デイサービスが使えなくなり残念。今後もこうしたサービスを提供してもらいたいということを強く要望する。
- (4) 前は放課後等デイサービスの日数が28日であった。今は月の日数から4日を引いた日数なので、減らしてほしくない。
- (5) 緊急時に対応して、24時間受け入れてもらえる施設を設置してほしい。
- (6) ヘルプマークを配布してもらえて有難いが、一般の人の障がい者への理解につい ての啓発にも力をいれてほしい。
- (7) ヘルプマークを多くの人に知ってもらいたいので、できるだけ多数配ってほしい。
- (8) マークに対する一般の理解がないと、付ける事に抵抗のある人が多いと思う。
- (9) 障がい者への理解、啓発の方法として、マスメディアに長期的に取り上げてもら えると効果があるのではないか。

福祉サービスについて

(10) 医療的ケアが必要な中学生の子どもがいる。市民病院のショートステイを利用しているが、予約に空きが少なく、急な用事で預けたいときに予約がとれず困ることがある。

地域の暮らしについて

- (11) 障害者用の駐車場は、横幅に余裕があるところは多いが、縦幅に余裕があるところはあまりない。車いすなどを後ろから降ろすときは駐車スペースの縦幅にも余裕がほしい。
- (12) 居住地校交流(※2)について、参加した結果、嫌な思いをして帰る子も多いと聞く。受入側の子どもへの障がいへの理解をもっと深める必要があると思う。担任の 先生の個人的な力量によって、受け入れ側の状況の差が大きいと思う。
- ※1 放課後等デイサービス:学校教育法に規定する学校に就学している児童に対し、授業終了後又 は休業日に障害児通所支援事業所で生活能力の向上のために必要な訓 練、社会との交流の促進を行います。
- ※2 居住地校交流:特別支援学校の児童生徒が、自分の居住している地域の小学校、中学校に行き、 児童生徒と一緒に学習活動を行うことで、つながりを深めながら将来の生活を より豊かにしていくことを目的とする活動。

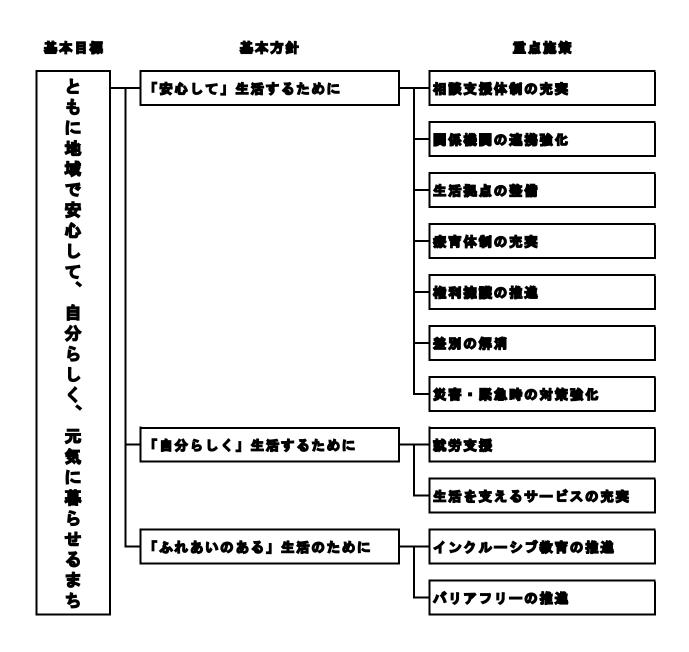
災害時について

- (13) 知的障害と肢体不自由の子どもがいて、災害時の避難には不安がある。団地に住んでおり、地域の方に災害時に手を貸してほしいと依頼したが、災害時には皆自身の避難に精一杯だろうから手助けは難しいと言われた。仕方ないとは分かっているが、やはり行政の確実な支援をお願いしておかないと不安。
- (14) 以前、近くの小学校の体育館が避難所として設置された。大勢の人が集まるところや、逆に狭く仕切られた空間はパニックになってしまう。仮に避難したとしても 避難所の中に入ることができないかもしれないと思うと不安。
- (15) 地域の集会所や公民館を、支援の必要な子どもや高齢者に限定した避難所として 確保してもらいたい。
- (16) 災害時に食事がとれない場合、子どもが低血糖などを引き起こす不安がある。 1 食でも調理して用意ができるといい。コンロなどがあって簡単な調理ができる公民 館のような場所を避難所にしてほしい。
- (17) 災害時は可能な限り自宅にいたいという人が多いと思う。
- (18) 地域の学校は子どもたちも慣れている場合が多いので、体育館でなく各教室を利用して、避難の際にくつろぐことのできる場所としてはどうか。
- (19) 学校教室の避難時の開放について、避難後すぐは無理でもしばらくしてからそうした対応をするということはできないか。
- (20) 瑞浪市はゴルフ場も避難場所にしていると聞いた。ゴルフ場には入浴施設や調理施設もあり、広さもあるのでいいのではないかと思う。
- (21) 居住地区の避難所が以前は陶都中だったが、精華小学校に変更になった。家から 避難する際は大通りを渡らないと行けなくなってしまい行きづらい。

第3章

第6期多治見市障害者計画

1 施策の体系



2 基本目標

ともに地域で安心して、自分らしく、元気に暮らせるまち

障がい者が社会の一員として、ともに元気に地域で安心して生活することができることを基本として、障がい者一人ひとりが決して社会的に孤立することなく、社会とのつながりを持ちながら、自分らしく元気に地域で生活することができるまちを目指します。

3 基本方針

1 「安心して」生活するために

障がい者の地域生活における自立と社会参加を支援するために、その生活を支える身近な地域において安心した暮らしを築くための仕組みをつくります。

2 「自分らしく」生活するために

自らのことは自らの意思に基づいて選択することができ、障がいの程度や支援の 有無に関わらず、自分自身の生き方に誇りと責任を持ちながら、自分らしく生活す ることができるまちを目指します。

3 「ふれあいのある」生活のために

どのような暮らしの場にあっても、家族や友人、生活を支援する人等、様々な人 たちとのふれあいの中で社会とのつながりを実感でき、一人ひとりの役割が生かさ れるような社会を目指します。

4 重点施策

1 相談支援体制の充実

個々の障がい者の心身の状況、意向、環境等に対応し、安心して相談できる総合 的な相談支援体制を整備します。

また、地域自立支援協議会等を通じ、関係機関の情報共有、連携強化を図り、相談支援体制の充実を図ります。

	相談支援体制の充実に向けて	市の取組	担	当課	Į.
	適切なサービスの提供を行うた	・ケース会議の開催(随時)			
1	めのケアマネジメントの強化	・社会福祉事務所ケースワーカ	福	祉	課
		ーの研修実施			
	相談支援事業者との連携による	・基幹相談支援センターの設置			
2	相談支援体制の確立	に向けた検討	福	祉	課
_		・相談支援事業者との情報交換	10000000000000000000000000000000000000	711.	
		・ケース会議の開催(随時)			
	地域自立支援協議会による連携	・地域自立支援協議会の開催			
3		・相談支援に係る専門部会の開	福	祉	課
		催			
	相談窓口の連携の強化	・相談の内容により、関係部署	福	祉	課
4		の担当者が、複数で相談を実	子ど	も支	援課
		施	保健	セン	ター
		・関係部署間での情報の共有化	教育	推進	生 課

2 関係機関の連携強化

障がい者の地域生活を支援するため、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の 関係機関と連携して、地域の実情に応じた総合的な支援体制を整備します。

	関係機関の連携強化に向けて	市の取組	担当課
1	地域自立支援協議会による連携	・地域自立支援協議会の開催	福祉課
'	(再掲)	・相談支援に係る専門部会の開催	1曲 1皿 1杯
	民生児童委員協議会との連携	・民生児童委員協議会へ障がい福	
2		祉サービス等の周知	福 祉 課
_		・民生児童委員との情報交換(随	高齢福祉課
		時)	
	特別支援学校等の教育機関と連	・特別支援学校等とのケース会議	
3	携し、情報収集やケアマネジメ	の開催 (随時)	福 祉 課
	ントを実施		
	福祉サービス提供事業者との連	・サービス提供事業者とのケース	
4	携を強化し、情報収集やケアマ	会議の開催(随時)	福 祉 課
	ネジメントを実施		
5	障がい者団体との意見交換会に	・意見交換会の開催(各団体年1	福祉課
	よる情報の共有	回)	田山
	幼稚園、保育園、小学校、中学	・幼保小連絡会、小中連絡会の開	
6	校、高校間における支援の連携	催	子ども支援課
J		・中高連絡会の開催	教育推進課
		・スマイルブックの活用	
	幼稚園、保育園、小学校、中学	・特別支援学校のセンター的機能	
	校における外部機関との連携	(相談、訪問、研修等の支援)	 子ども支援課
7		の活用	教育推進課
		・教育相談室のセンター的機能に	我月1世時
		よる園や学校への支援	

3 生活拠点の整備

障がい者が、施設や病院から地域で自立した生活へ移行できるよう、体制を整備します。

また、保護者の高齢化、親亡き後に一人暮らしを余儀なくされる障がい者が地域で安心して生活できる体制を整備します。

	生活拠点の整備に向けて	市の取組	担	当計	果
1	障がい者が生活するためのグル	・グループホームの整備を支援	福	祉	課
	ープホームの新規設置		押	111.	床
	施設や病院等との連絡調整を行	・ケース会議の実施(随時)			
2	い、グループホームへの移行を		福	祉	課
	支援				
3	適切なサービスの提供に向けた	・情報等の提供 (随時)	福	祉	課
	事業者への働きかけ		Ħ		环
4	障害福祉サービスの周知・普及	・広報やパンフレットを活用し	福	祉	課
4		た周知 (年1回以上)	押	711.	床
5	地域生活支援拠点等を圏域に1	・地域生活支援拠点等を整備す	福	祉	課
3	箇所整備	るための検討	Ħ	711.	环

4 療育体制の充実

子どもの障がいについて、子どもの成長過程に応じ、早期から適切な療育を行います。

また、適切な療育が受けられるよう、関係機関の連携強化、相談支援体制の充実を図ります。

	療育体制の充実に向けて	市の取組	担当課
1	子どもの発達についての相談	・発達支援総合窓口相談の実	保健センター
'		施(週4日)	体度とググ
	保育及び教育と連携し、障がい児	・障がい児巡回支援専門員に	
2	の相談・支援の充実	より幼稚園、保育園、小学	子ども支援課
		校等を訪問	
	関係施設との連携による障がい児	・発達支援センターの整備方	
3	の総合的な発達の支援	針策定	子ども支援課
		・発達支援委員会の開催	
	障がい児の生活能力向上のための	・放課後等デイサービス事業	
4	訓練や、社会との交流の促進にお	所を訪問しての療育への取	子ども支援課
4	いて質の高い療育の場を提供	組状況の把握及び質の向上	丁とも又扱味
		に向けた運営への働きかけ	
5	障がい児の日中の居場所を確保	・放課後児童クラブでの受入	教育推進課
<u> </u>	し、保護者の負担を軽減	れ実施	子ども支援課
6	幼稚園、保育園、療育機関等の関	・研修会等の実施(年2回実	 子ども支援課
0	係者を対象に研修会等を実施	施)	丁とも又抜味
	幼稚園、保育園、発達支援センタ	・発達支援センターにおいて	
7	ーの連携	実施している保育所等訪問	子ども支援課
		支援事業の充実	

5 権利擁護の推進

障がい者の虐待の防止及び早期発見のため、関係機関と連携し、啓発活動に取り 組みます。

また、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を推進します。

	権利擁護の推進に向けて	市の取組	担	旦当詞	果
	・障害者虐待防止センター機能の	・広報やパンフレットを活用			
1	周知	した周知、情報収集(随時)	福	祉	課
	・虐待防止のための情報収集				
2	虐待防止の認識を広めるための啓	・広報やパンフレットを活用	垣	У П.	≑HI
	発	した周知 (随時)	福	祉	課
	サービス提供事業者からの情報収	・サービス提供事業者への訪			
3	集を行い、サービス提供時の虐待	問による情報収集(随時)	福	祉	課
	を防止				
4	個々の障がい者の状況に応じた成	· 成年後見制度利用支援事業	福	÷d.	課
4	年後見制度の利用	の実施	Ϯ曲	祉	环
	障がい者が、犯罪に巻き込まれな	· 成年後見制度利用支援事業			
_	いための地域ぐるみでの防犯への	の実施	冶	4 ·1	≑ ⊞
5	協力	・広報やパンフレットを活用	福	祉	課
		した周知 (随時)			

6 差別の解消

障がいを理由とする差別の解消に向け、啓発活動に取り組みます。 また、研修等を通じ、市職員の障がい者への対応の質を高めます。

	差別の解消に向けて	市の取組	担	旦当詞	果
4	障害者差別解消法の周知	・広報やパンフレットを活用	福	祉	課
1		した周知 (随時)	押	11.	咻
	障がい者に対する市職員の対応の	・職員対応要領の見直し			
2	向上	・職員対応要領を活用した周	福	祉	課
		知	人	事	課
		・研修会等の実施			
	差別の解消に向けた体制を整備	・関係機関との連携・協議			
		・既存の相談支援体制の再整			
3		備	宀	7 d.	課
3		・差別の解消に向けた取り組	福	祉	床
		みに関わる情報の収集、整			
		理及び提供			

7 災害・緊急時の対策強化

避難行動要支援者の把握を強化するとともに、的確な情報提供を図ります。 また、障がいに応じた避難所の開設に向けたマニュアルを策定し、周知を図ります。 す。

災	害・緊急時の対策の推進に向けて	市の取組	担当課
2	災害時や緊急時における障がい者 への的確な情報の提供 避難行動要支援者の避難支援の充 実	 ・多治見市緊急メールの普及 啓発 ・一斉ファックス、メール 119による情報の送受信 ・避難行動要支援者名簿の更 新 ・避難行動要支援者や地域支 援者への普及啓発 	福 祉 課 企画防災課 福 祉 課 高齢福祉課 企画防災課
3	障がい者が安心して生活ができる よう関係機関と連携	・支援関係者への情報提供等・高齢者見守りネットワーク協力機関との連携・孤立死/虐待死ゼロのまち協力隊との連携	福祉課高齢福祉課
4	障がいに応じた避難所の開設に向けたマニュアルの策定、周知	 ・避難所開設・運営の手引きの見直し ・福祉避難所設置・運営マニュアルの整備 ・広報やパンフレットを活用した周知(随時) 	福祉課高齢福祉課企画防災課

8 就労支援

関係機関や就労支援事業者等と協力し、障がい者の就労を支援します。 また、障がい者就労施設等の製品等を積極的に購入するよう努めます。

	就労支援に向けて	市の取組	担	3 当部	果
1	就労支援サービスによる就労	・就労支援サービス事業者に関す	福	祉	黒
'	支援の推進	る情報提供	押	711.	环
2	市の機関において障がい者の	・障がい者の雇用(雇用率遵守)	Į.	事	課
	雇用を推進			7	床
	障がい者施設からの調達の推	・障がい者施設からの調達方針の			
3	進	策定と調達実績の公表	福祉	祉	課
3		・庁内への依頼	佃	711.	坏
		・民間事業者への啓発			
4	事業者の障がい者雇用を促進	・事業者に対する情報の提供	産業	美観 分	 と課

9 生活を支えるサービスの充実

障がい者が、住み慣れた地域で、自立して自分らしく生活するためのサービスの 充実に努めます。

生活	舌を支えるサービスの充実に向けて	市の取組	担	当部	果
	適切なサービス提供を行うための	・ケース会議の開催(随時)			
1	ケアマネジメントの強化(再掲)	・社会福祉事務所ケースワー	福	祉	課
		カーの研修実施			
	地域生活支援事業について、必要	・地域生活支援事業の事業者			
2	なサービスが提供できるよう事業	確保	福	祉	課
_	者を確保	・サービス提供事業者へのサ	佃	111.	床
		ービス内容説明の実施			
	障がい者の日中活動の場を確保す	・生活介護サービス提供事業			
3	るため、生活介護事業所の整備の	者の確保	福	祉	課
	支援				
4	医療行為の必要性が高い障がい者	・施設の確保を引き続き岐阜	福	祉	課
4	が利用できる施設の確保	県等へ要望	1111		床
	聴覚障がい者等の日常生活を支援	· 手話奉仕員養成講座修了者			
5	する手話通訳者、要約筆記者等の	(新規 10 人)	福	祉	課
5	登録者数の増加	·要約筆記者養成講座修了者	佃	介 .	床
		(新規5人)			
6	視覚障がい者等のガイドヘルパー	・サービス提供事業者 2箇	福	祉	課
O	を派遣できる事業者の確保	所	湽	711.	坏

10 インクルーシブ教育の推進

障がいのある子どもとない子どもが同じ場で学び、障がいのある子どもが能力を 発揮するための環境の充実を図ります。

また、子どもの頃から障がいに対する正しい知識と理解を深めるため、福祉教育を推進します。

1	ンクルーシブ教育の推進に向けて	市の取組	担当課
	福祉教育読本を利用して小学校、	・福祉教育読本(小学生用・	
1	中学校で福祉教育を推進	中学生用)の利用促進	福祉課
'		・福祉教育読本(小学生用・	教育研究所
		中学生用) の改訂	
	園や学校の行事、授業等における	・園や学校の行事、授業等で	
	障がい児と地域の幼稚園、保育	の交流	フルチ士控制
2	園、小学校、中学校の園児、児	・居住地校交流事業(交流籍)	子ども支援課
	童、生徒の交流	を活用した交流及び共同学	教育推進課
		習の実施	
	特別支援教育体制の充実	・キキョウスタッフの配置	
3		・発達相談の充実	教育推進課
		・通級指導教室の指導の充実	
	教師や関係職員の専門性向上	・各種研修会の実施(年4講	プルエナ松細
		座計 15 回実施)	子ども支援課
4		・特別支援学校免許の取得を	教育研究所
		推奨(年2回)	教育推進課

第3章 第6期多治見市障害者計画

			I
	一人一人の教育的ニーズに応じた	・ユニバーサルデザインの授	
	指導・支援の充実	業づくり	
		・タブレット端末を活用した	
		効果的な学習の実施	
		・デジタル教科書の提供	
		・補聴援助システム(送信機)	教育推進課
5		の貸与	教育研究所
		・個別の教育支援計画の作	教育総務課
		成・活用・引継ぎ	
		・スマイルブックの配布・活	
		用	
		・スマイルブック引継ぎ会の	
		実施	
	就学相談、就学先決定に関わる教	・就学に関わる早期からの情	
	育支援の充実	報提供	教育推進課
6		・支援チームによる園や学校	子ども支援課
		への巡回相談の実施	

11 バリアフリーの推進

障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、様々な バリアを取り除き、お互いに尊重し合い、支え合う社会づくりを推進します。

	バリアフリーの推進に向けて	市の取組	担当課
	歩行の支障の軽減	・歩行者の支障となる放置自動	
1		車、自転車の撤去 (随時)	道路河川課
'		・歩行者の支障となる違反広告物	都市政策課
		簡易除却(年6回)	
	多目的トイレの設置	・公共施設の新設又は改修にあた	福 祉 課
		っては、誰もが利用しやすい多	高齢福祉課
		目的トイレを設置	子ども支援課
2			総務課
			文化スポーツ課
			産業観光課
			緑化公園課
	・障がい者への情報提供	・バリアフリー適合証の交付	
3	・事業者のバリアフリー意識	・バリアフリーマップの作成	福祉課
	向上	・交付促進のためのPR(随時)	田山山
	障がいへの理解とバリアフリ	・広報等を利用した啓発(随時)	
	ーの促進	・バリアフリー展の開催(年1	
		回)	
4		・福祉環境整備指針による周知、	福 祉 課
		指導	
		・おとどけセミナーの実施(随	
		時)	

第3章 第6期多治見市障害者計画

	講座等、生涯学習の場に参加	・手話通訳者・要約筆記者等の派			
5	しやすい環境の整備	遣 (随時)	福	祉	課
5		・声の広報の活用	文化.	スポー	ツ課
		・生涯学習、文化イベントの実施			
6	医療機関等への耳マーク設置	・耳マークのPRと設置依頼(随	福	7 п.	≑π
6	の推進	時)	伷	祉	課
	障がい者に対する市職員の対	・職員対応要領の見直し	垣	4.I	ŧπ
7	応の向上(再掲)	・職員対応要領を活用した周知	福	祉	課
		・研修会等の実施	人	事	課
	生涯スポーツ活動に参加しや	・スポーツイベントへの手話通			
	すい環境の整備	訳、要約筆記者等の派遣(随			
		時)	T	Τı	⊐ ⊞
8		・スポーツ指導者の育成、講習会	福	祉	課
		の実施	义化.	スポー	ツ課
		・スポーツイベントの開催			
		・学校施設のプール開放			
9	ヘルプマークの周知と促進	・広報等を利用した啓発(随時)	福	祉	課

第4章

第5期多治見市障害福祉計画

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応 するため、平成32年度を目標年度として、次の目標を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進めるために、現在施設に入所している障がい者のうち、今後、 自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込んだ 上で、平成32年度末時点で地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

項目	数值	備考
平成28年度末の施設入所者数(A)	120人	
平成32年度末の施設入所者数(B)	120人	
【目標值】削減見込(A-B)	0人(0%)	国の目標2%
【目標値】地域生活移行者数	5人(4.2%)	国の目標9%

【目標値設定の考え方】

- 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活への移行が難しい状況や障が い者の将来のニーズを見据え、現状維持を目標とします。
- 施設入所者の地域生活への移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現しつつ、 緊急度が高く真に入所が必要な者が入所できるよう可能な限り推進します。

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することにより、1年以上長期入院患者のうち地域生活への移行が可能になる人及び地域における保健・医療・福祉の連携支援体制の強化により、早期退院が可能になる人の平成32年度末時点での数値目標を設定します。

項目	平成28年度	平成32年度
【目標値】保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	_	1

項目	平成28年度	平成32年度	備考
【目標値】65歳以上の1年以上長期入院	25人	22人	
患者数			
【目標値】65歳未満の1年以上長期入院	25人	23人	
患者数	237	23人	
【目標値】入院後3箇月時点の退院率	32%	69%	国の目標69%
【目標値】入院後6箇月時点の退院率	44%	84%	国の目標84%
【目標値】入院後1年時点の退院率	58%	90%	国の目標90%

【目標値設定の考え方】

- 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神科医療機関、その他医療機関、地域援助事業者、市などの連携による支援体制を構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。
- 長期入院患者数については、県の目標値の割合と同じ割合で算出し、目標とします。
- 退院率については、厚生労働省が定める目標値を目標としました。

3 単地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、①相談(地域移行、親元からの自立等)、②体験の機会・場(一人暮らし、グループホーム等)、③緊急時の受入・対応(ショートステイの利便性・対応力向上等)、④専門性(人材の確保・養成、連携等)、⑤地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)の機能を満たす拠点です。平成32年度末までに東濃圏域(多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市)に1箇所設置します。

項目	平成28年度	平成32年度	
【目標値】地域生活支援拠点の設置	_	東濃圏域に1箇所	

【目標値設定の考え方】

○ 厚生労働省の定める指針においては、平成32年度末までに各市町村又は各圏域 に少なくとも1箇所を整備することとされており、東濃圏域で1箇所を整備する こととします。

∥福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。

項目	数値	備考
平成28年度年間一般就労移行者数	7人	
【目標值】平成32年度年間一般就労移行者数	11人(1.6倍)	国の目標1.5倍

項目	数值	備考
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	44人	
【目標値】平成32年度末の就労移行支援事業利	75 1 (1 7 位)	国の目標1.2倍
用者数	/3人(1./信)	四の日保1.2日

項目	数值	備考
平成28年度末の就労移行率3割以上の事業所	050/	
の割合	25%	
【目標値】平成32年度末の就労移行率3割以上		
の事業所の割合	50%	国の目標50%

項目	数值	備考
【目標値】平成31年度の就労定着支援による	80%	国の目標80%
職場定着率	80%	国の日標の9
【目標値】平成32年度の就労定着支援による	9004	国の日標000/
職場定着率	80%	国の目標80%

【目標値設定の考え方】

- 厚生労働省の定める指針においては、平成32年度における福祉施設から一般就 労する者の数は、平成28年度実績の1.5倍以上とすることとされています。本市 では、関係労働施設と連携することで、平成32年度において、平成28年度実績の 1.6倍以上を一般就労に結びつけることを目標とします。
- 厚生労働省の定める指針においては、平成32年度末における就労移行支援事業 の利用者数を平成28年度末の利用者数と比較して1.2倍以上増加することとされ ています。本市では、平成32年度末時点における就労移行支援事業の利用者数を、 平成28年度末時点と比較して1.7倍以上増加することを目指します。
- 厚生労働省の定める指針と同様に、平成32年度末における就労移行支援事業の うち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。
- 平成31年度と平成32年度の就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率について、厚生労働省の定める指針と同様に、80%以上とすることを目指します。

2 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保の方策

1 訪問系サービス

(1) サービスの概要

項目	概要
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは
	精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい
	者であって、常時介護を要する人に、自宅で、入
	浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援
	などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に
	必要な情報の提供や援護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき
	に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を
	行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数
	のサービスを包括的に行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

		実績量		見記	₹	
項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 居宅介護	人分	75	73	77	81	85
古七月	時間分	901	1,059	1,117	1,173	1,232
重度訪問介護	人分	2	2	4	4	4
主反初问力破	時間分	192	183	366	366	366
同行援護	人分	13	12	13	14	15
[円] 1] [友 茂	時間分	122	109	118	127	136
 行動援護	人分	1	1	1	1	1
1] 刬饭喽	時間分	2	2	2	2	2
重度障害者等包	人分	0	0	0	0	0
括支援	時間分	0	0	0	0	0

(3) 見込量の確保のための方策

- 事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめとする 事業者の参入促進を図ります。
- 今まで利用していた人だけでなく、新たな利用者も見込まれるため、利用意 向を踏まえた上で、適切なサービスが利用できるよう努めます。

2 日中活動系サービス

(1) サービスの概要

項目	概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排せつ、
	食事の介護などを行うとともに、創作活動又は生産
	活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定
	期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行いま
	す。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定
	期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行いま
	す。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、
	就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓
	練を行います。
就労継続支援(A型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供
	するとともに、知識及び能力の向上のために必要な
	訓練を行います。利用者は、雇用契約に基づき働き
	ます。
就労継続支援(B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供
	するとともに、知識及び能力の向上のために必要な
	訓練を行います。利用者は、雇用契約に基づかず働
	きます。

第4章 第5期多治見市障害福祉計画

就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業等に就労した
	人の生活面の支援、企業等との連絡調整を行いま
	す。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能
	訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世
	話を行います。
短期入所(福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜
(ショートステイ)	間も含め障害者支援施設又は医療機関で、入浴、排
	せつ、食事の介護など行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

			実績量	見込量			
項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
上江入 莊		人分	237	243	250	257	265
生活介護		人日分	4,350	4,949	5,092	5,233	5,395
自立訓練		人分	0	1	1	1	1
(機能訓練)		人日分	0	14	14	14	14
自立訓練		人分	5	5	7	9	10
(生活訓練)		人日分	71	85	119	153	170
±4 224 42 42 ++ 12	2	人分	44	50	58	67	75
就労移行支援	Ī	人日分	719	814	944	1,091	1,221
就労継続支援	至	人分	102	100	106	113	120
(A型)		人日分	1,843	2,116	2,243	2,391	2,539
就労継続支援	2	人分	138	140	147	154	162
(B型)		人日分	2,334	2,606	2,736	2,867	3,016
就労定着支援	<u> </u>	人分	-	-	11	13	15
療養介護		人分	8	8	9	9	9
	者	人分	30	30	32	34	36
短期入所	T	人日分	117	167	178	189	200
(福祉型)	児	人分	2	2	4	5	6
	5.	人日分	4	4	8	10	12
	者	人分	5	6	6	7	7
短期入所	11	人日分	11	12	12	13	13
(医療型)	児	人分	6	6	7	7	8
	兀	人日分	39	35	39	42	46

[※] 就労定着支援は、平成30年度から始まるサービスであり、平成28年度の実績及び平成29年度の見込量はない。

(3) 見込量の確保のための方策

- 日中活動系サービスの適切な利用を図り、施設入所者の地域生活への移行を 促します。
- 利用ニーズに応じたサービスの確保ができるよう、既存のサービス提供事業 所と連携しながら、利用定員の拡大や新規事業の参入を促進します。
- 新規参入事業者に対して広く情報提供を行うとともに、既存事業所に対して も、多機能型による事業運営を提案する等、参入を促します。
- 就労移行支援によって就労に結びつかなかった利用者に対しても、就労継続 支援の利用を促すとともに、就労継続支援の利用者が一般就労につながるよう 支援します。
- 一般就労に移行した障がい者が、安定した就労生活を継続できるよう支援します。
- 市が率先して障がい者福祉施設に事業委託することにより、施設外作業を通 して就労意欲を高められるよう努めます。
- 特に日常的に医療的ケアを必要とする重度障がい児者の家族が、身近な地域で安心してレスパイトサービス(※1)が利用できるよう、医療機関をはじめとする事業所への運営支援等を通じて、医療・福祉の人材の育成・確保に努めます。
- ※1 レスパイトサービス:介護の必要な障がい者や高齢者を一時的に預かり、家族の 負担を軽くする援助サービス

3 居住系サービス

(1) サービスの概要

項目	概要
自立生活援助	一人暮らしの住居を訪問し、生活状況の確認及び助言を行い、
	計画相談支援事業所や医療機関との連絡調整を行います。
共同生活援助	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や入浴、排せつ又
(グループホーム)	は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の
	介護などを行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

		実績量	見込量			
項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人分	_	_	5	6	7
共同生活援助	1./\	61	60	64	66	67
(グループホーム)	人分	61	62	64	66	67
施設入所支援	人分	120	120	120	120	120

[※] 自立生活援助は、平成30年度から始まるサービスであるため、見込量は平成30年度か ら。

(3) 見込量の確保のための方策

- 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。 また、グループホームの整備にあたって、地域住民の理解が得られやすいよう に、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。
- 施設入所支援は、地域におけるセーフティネットの役割を担っており、その ニーズは依然として根強くあることから、グループホームや介護保険施設等と の役割分担を明確にしながら、適切な支援の確保に努めます。

4 相談支援

(1) サービスの概要

項目	概要
計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計
	画の作成や見直しを行うとともに、指定事業所等との連絡
	調整を行います。
地域移行支援	入所、入院している人のうち、地域生活への移行のための
	支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身等で生活する人のうち、地域生活を継続してい
	くための常時の連絡体制の確保など緊急時に相談や必要な
	支援を行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

	実績量		見追	<u> </u>		
項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人分	109	127	133	140	147
地域移行支援	人分	0	0	1	2	3
地域定着支援	人分	0	0	1	2	3

(3) 見込量の確保のための方策

○ サービス等利用計画案の対象者の拡大に伴い、相談支援提供体制の量的拡大 を進めるとともに、サービス等利用計画の見直しや困難事例への対応が十分に 機能するよう、人材育成及び地域体制の強化を図ります。

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 相談支援事業等

(1) サービスの概要

項目	概要
理解促進研修・啓発	地域住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研
事業	修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障
	がい者やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に要
	する経費の補助を行います。
相談支援事業	地域の障がい者の福祉に関する問題に対し、障がい者、そ
	の保護者や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や
	助言などを行います。
成年後見制度利用支	判断能力が不十分な障がい者の障害福祉サービスの利用契
援事業	約の締結や財産の保護が適切に行われるようにするため、
	成年後見制度の利用を支援する事業に対しての支援を行い
	ます。
市民後見人等人材育	判断能力が不十分な障がい者の障害福祉サービスの利用契
成事業	約の締結や財産の保護が適切に行われるようにするため、
	親族以外の人が後見人となる市民後見人を育成します。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

	実績量	見込量			
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修·啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業(箇所数)	9	9	9	9	9
成年後見制度利用支援事	65	70	75	80	85
業(利用者数)	65	70	75	80	00
市民後見人等人材育成事業	未実施	未実施	実施に向け検討		

(3) 見込量の確保のための方策

- 相談支援事業がサービス調整にとどまらず、障がい者の地域での暮らしを支援できるよう、事業者の質的向上を進めます。
- 障がいについての理解を地域全体で高めるために、必要な情報提供や啓発活動に努めます。

2 コミュニケーション支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
コミュニケーション支	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、
援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳
	者、要約筆記者などの派遣、市が発行する文書などの点
	訳・音声訳などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

	実績量	見込量			
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通釈者派遣利用者	17	17	17	17	17
要約筆記者派遣利用者	6	6	6	6	6

(3) 見込量の確保のための方策

- 障がい者に対し、コミュニケーション支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- 登録手話通訳者・要約筆記者等の人数を増やすとともに、技術向上に努めます。
- 市が発行する文書等の点訳・音声訳等による情報提供を進めます。

日常生活用具給付等事業

(1) サービスの概要

3

項目	概要
日常生活用具給付等	障がい者に対し、毎日の暮らしの手助けとなる日常生活用
事業	具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。

(2) サービスの見込量

(1月当たり、単位:件)

	実績量	見込量			
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	5	3	5	5	5
自立生活支援用具	5	6	7	8	9
在宅療養等支援用具	16	26	30	30	30
情報·意思疎通支援用具	12	11	13	14	15
排泄管理支援用具	2,835	3,150	3,200	3,250	3,300
居宅生活動作補助用具	2	2	3	3	4
(住宅改修費)	2	2	3	3	4

- ア.介護・訓練支援用具:特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドエアーパット
- イ. 自立生活支援用具:入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・ 移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号 機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置、テーブルリフト、電動ページめくり 装置、環境制御装置、音声標識ガイド装置
- ウ. 在宅療養等支援用具:透析液加温器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計、パルスオキシメーター
- エ.情報・意思疎通支援用具:携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、点字電子手帳、視覚障がい者用音声読書機、デジタル録音図書読書機、パーソナルコンピュータ用特殊入力装置、携帯用会話補助装置専用大型キーボード
- オ. 排泄管理支援用具:ストマ用装具、紙おむつ、収尿器
- カ. 居宅生活動作補助用具(住宅改修費):障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(3) 見込量の確保のための方策

○ 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、個々の障がいの特性に 合わせた適切な日常生活用具の給付等を行います。

4 意思疎通支援者養成事業

(1) サービスの概要

項目	概要
意思疎通支援者養成	聴覚障がい者等の日常生活を支援し社会参加を促進するた
事業	め、手話・要約筆記の各種養成講座を実施し、手話通訳者
	及び要約筆記者等を養成します。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

		実績量	見込量			
項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
奉仕員養成研	新規修了	20	10	15	18	13
修事業	見込者数					

[※] 平成29年度は手話入門講座を実施。平成30年度及び平成32年度は手話基礎講座、平成 31年度は手話入門講座をそれぞれ実施予定。平成30年度及び平成31年度は要約筆記者養 成講座を実施予定。

(3) 見込量の確保のための方策

○ 手話通訳者及び要約筆記者などを養成するため、希望者を積極的に募り養成講座を開催し、必要な人材の育成・確保に努めます。

5 移動支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支
	援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加
	を促します。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

	実績量	見込量			
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用見込者数	31	30	33	36	39
延利用見込時間数	878	900	930	960	990

(3) 見込量の確保のための方策

- 移動支援の利用希望者の把握に努めます。
- サービス提供事業者と連携し、サービス提供の基準等を明確にするとともに、 事業者がサービスを提供しやすい体制づくりを行い、サービス提供事業者の拡 充に努めます。

地域活動支援センター事業

(1) サービスの概要

項目	概要
地域活動支援センタ	障がい者が通い、地域の実情に応じて創作活動又は生産活
一事業	動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などの
	便宜を図り、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

		実績量	見込量			
	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市	実施見込箇所数	2	2	2	2	2
内	実利用見込者数	70	65	68	71	75
市	実施見込箇所数	2	2	2	2	2
外	実利用見込者数	89	93	98	103	108

- 地域活動支援センターに通うことができる障がい者の把握に努めます。
- 地域活動支援センターを支援し、障がい者の相談に応じて必要な情報提供や 助言が行えるよう、事業者の質的向上を図ります。

7 訪問入浴サービス事業

(1) サービスの概要

項目	概要
訪問入浴サービス事	自宅での入浴が困難な障がい者に対して、特殊な入浴装置
業	を持ち込み、自宅で入浴サービスを提供し、身体の清潔の
	保持や心身機能の維持を促します。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

	実績量	見込量			
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施見込箇所数	2	2	2	2	2
実利用見込者数	14	14	14	14	14

(3) 見込量の確保のための方策

○ 必要な人にサービスを提供できるよう、関係機関等と連携しサービス提供事業者と体制づくりを進めます。

8 知的障害者職親支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要				
知的障害者職親支援	知的障がい者の自立のため、職親(事業経営者等の私人)				
事業	に預け、生活指導や技能習得訓練を行い雇用及び自立を促				
	します。				

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

	実績量	見込量			
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
職親委託先数	未実施	未実施	実施に向け検討		া

(3) 見込量の確保のための方策

○ 制度の担い手である職親の委託先等について情報収集を行います。

9 日中一時支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
日中一時支援事業	障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目
	的に、障がい者に活動の場を提供し、日中の見守りを行い
	ます。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

	実績量	見込量			
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施見込箇所数	13	14	14	14	14
実利用見込者数	60	63	66	69	72

(3) 見込量の確保のための方策

○ 障がい者・児が、介護者なしで家庭にひとり残されることのないよう、地域 等と連携しサービスの調整を行います。

10 社会参加促進事業

(1) サービスの概要

項目	概要
自動車改造助成事業	身体障がい者が就労等のために自動車を改造する必要があ
	る場合に、改造に要する費用の一部を助成します。
運転免許取得助成事	障がい者が就労等のための自動車を必要とし、第一種普通
業	自動車免許を取得する場合、取得に要する費用の一部を助
	成します。
声の広報等発行事業	特に視覚障がい者に対して、市が発行する広報等の情報を
	音声訳して提供します。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

		実績量	見込量			
項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動車改造助	実利用見	4	4	8	0	0
成事業	込者数	4	4	0	8	8
運転免許取得	実利用見	7	2	F	F	E
助成事業	込者数	7	3	5	5	5
声の広報等発	実利用見	10	17	17	17	17
行事業	込者数	18	17	17	17	17

- 自動車改造費及び運転免許取得費の助成制度の周知を図ります。
- 声の広報について、身体障害者手帳(視覚障がい)の新規取得者への制度の 周知を図るなどし、利用者の増加につなげます。

第5章

第1期多治見市障害児福祉計画

1 障害児支援等の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制を整備するため、平成32年度を目標年度として、次の目標 を設定します。

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

平成32年度末までに、児童発達支援センターを設置します。

1

2

また、障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

項目	平成28年度	平成32年度
【目標値】児童発達支援センターの設置	_	1
【目標値】保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	10人	20人

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 を確保します。

項目	平成28年度	平成32年度
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援	4	1
事業所の確保	'	I
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイ	4	-1
サービス事業所の確保		

3 ┃医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

項目	平成28年度	平成30年度
【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の		4
場の設置	_	'

2 障害児通所支援、障害児入所支援及び 障害児相談支援の見込量と確保の方策

1 障害児通所支援

(1) サービスの概要

項目	概要
児童発達支援	障害児通所支援事業所で、日常生活における基本的
	な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応
	訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、医療型児童発達支援センター
	等で、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校に就学している児童に対
	し、授業終了後又は休業日に障害児通所支援事業所
	で生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交
	流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活
	への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における指導、
	集団生活への適応訓練等を行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

		実績量	見込量			
項目 単位		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人分	147	125	125	125	125
, 近里光连又接 	人日分	491	456	456	456	456
医療型児童発達 人分		0	0	0	0	0
支援	人日分	0	0	0	0	0
放課後等デイサ	人分	143	159	160	160	160
ービス	人日分	2,047	2,181	2,240	2,240	2,240
保育所等訪問支	保育所等訪問支 人分		8	20	20	20
援 人日分		11	11	40	40	40
居宅訪問型児童 人分		_	_	5	10	15
発達支援 人日分		_	_	10	20	30

[※] 居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度から始まるサービスであるため、見込量は平成30年度から。

- 療育の充実や関係施設・機関との連携による障がい児の総合的な発達を支援します。
- 発達に支援を必要とする児童が通う通所施設や関係機関を巡回し、施設や 保護者の支援や調整を行います。
- 療育を要する児童の保護者へ早期から情報提供を行います。
- 子どもに関わる部署が連携して相談窓口の充実を図ります。
- O 重層的な地域支援体制の中核となる児童発達支援センターを設置し、障が い児支援の体制整備を推進します。

2 障害児相談支援

(1) サービスの概要

項目	概要
障害児相談支援	障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援
	利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業
	所との連絡調整を行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

		実績量		見記	∆量	
項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	人分	102	103	105	105	105

(3) 見込量の確保のための方策

- 相談支援事業所と関係機関の連携を補助し、支援体制の強化を図ります。
- 民間事業者に適切な情報提供を行い、相談支援事業所の開設を促します。

3 障がい児の子ども・子育て支援

(1) サービスの概要

項目	概要
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わ
	って保育する施設です。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の
	子育て支援を行う施設です。
放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課
	後に小学校の余裕教室などで過ごすことができる仕
	組みです。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

		実績量		見記	<u>↓</u> 量	
項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所	人	75	75	75	75	75
認定こども園	人	-	-	-	-	-
放課後児童健全	人	37	20	20	20	40
育成事業		37	38	38	39	40

- 障がい児の人数や障がいの程度に応じて、保育士を配置します。
- 保育園における保育士への特別支援教育に関わる研修を充実します。
- 保育園、放課後児童クラブの職員の資質の向上に努めます。

資料編

資料 1 多治見市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成29年5月23日告示第171号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「障害者計画」という。)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画(以下「障害児福祉計画」という。)を策定するに当たり、必要な事項について審議を行うため、多治見市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審議を行う。
 - (1) 障害者計画の見直し及び策定に関すること。
 - (2) 障害福祉計画の見直し及び策定に関すること。
 - (3) 障害児福祉計画の見直し及び策定に関すること。
 - (4) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の範囲内に おいて、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 障害者福祉関係団体に所属する者 4人
 - (2) 公募により選出された市民 1人
 - (3) 地域で障害者支援をする団体に所属する者 4人
 - (4) 障害者就労に関係する者 1人
 - (5) 識見を有する者 2人
 - (6) 事業者の代表 1人
 - (7) 障害者福祉に関係する行政機関の職員 2人
 - (8) 雇用に関係する行政機関の職員 1人

(9) 教育に関係する行政機関の職員 2人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画並びに障害福祉計画及び障害児福祉計画の策 定をもって終了するものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱後 の最初の委員会は、市長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成29年6月7日から施行する。
- 2 (省略)

資料 2 多治見市障害者計画等策定委員会の開催状況

回数	開催年月日	主な議題
		1. 委員長、副委員長の選出について
		2. 第6期多治見市障害者計画等策定の概要と策定スケ
1	1 平成29年6月7日	ジュールについて
		3. 現行計画の実施状況について
		4. アンケート調査について
2	平成29年10月4日	1. アンケート調査結果について
2		2. 障がい者団体との意見交換会の意見まとめについて
3	平成29年12月4日	1. 障害者計画等素案について
4	平成30年1月16日	1. 障害者計画等素案(最終)について
5	平成30年3月12日	1. パブリック・コメントについて

資料3 多治見市障害者計画等策定委員会委員

(順不同・敬称略)

	氏名	所属	区分
安藤	秀章(◎)	岐阜県身体障害者福祉協会多治見支部	障害者福祉関係団体
西田	葉子(○)	岐阜県自閉症協会多治見市ブロック	障害者福祉関係団体
廣瀬	典豆	多治見地区手をつなぐ親の会	障害者福祉関係団体
原 美	 秦	多治見重度心身障害者協会	障害者福祉関係団体
髙井	富夫	公募	公募市民
藏前	芳勝	社会福祉法人陶技学園	障害者支援団体
酒井	郁美	特定非営利活動法人東濃さつき会	障害者支援団体
吉井	よしみ	民生児童委員協議会	障害者支援団体
坂﨑	準	社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	障害者支援団体
柴田	健吾	社会福祉法人みらい	障害者就労関係者
田中	健	特定非営利活動法人東濃成年後見センター	識見を有する者
柘植	直哉	東濃信用金庫	事業者
小鞠	清子	岐阜県東濃保健所	行政職員(障害者福祉)
纐纈	昭司	多治見市福祉部	行政職員(障害者福祉)
田口	信也	多治見公共職業安定所	行政職員(雇用)
坂田	俊広	岐阜県立東濃特別支援学校	行政職員(教育)
安田	孔美	多治見市教育委員会教育相談室	行政職員(教育)

◎:委員長

〇:副委員長

ありがのぶみ

表紙の作品は、ダウン症の有賀宣美さんが描いたものです。

有賀宣美さんプロフィール

	ゆういち	しようこ
1980	◇ 祐一と母	韶子の5人目の子どもとして生まれる

- 1995 岐阜県立東濃養護学校中等部卒業 洋裁教室で、創作の楽しさに夢中になる
- 1996 絵画「太陽」制作 父(器)・母(詩画)・宣美(絵)による「第1回家族展」開催(中電ゆめギャラリー)
- 2000 家族による「祝20歳展」開催(ギャラリー梟)
- 2002 遠藤和 (ヴァイオリン)・母 (詩画)・宣美 (絵) によるコンサート「歓び」開催 (現在までに岐阜県博物館、愛・地球博内国際児童記念館、各学校等で計58回開催)
- 2005 母(詩)・宣美(絵)による詩画集「のぶさんと」発刊
- 2006 中部二科展 デザイン 奨励賞受賞「OHANASHI SAWA SAWA」
- 2007 多治見市美術展 デザイン 市長賞受賞「泳いでる」
- 2010 母(文)・宣美(絵)による童話「みつばちナナの詩」発刊
- 2011 初の個展「THE 30展」開催(主催:多治見市文化会館)
- 2012 多治見市美術展 洋画 市議会議長賞受賞「いのちのワルツ」 家族展「有賀宣美&familyworks 泳いでる」開催(多治見市PRセンター)
- 2013 全日本アートサロン絵画大賞展 優秀賞受賞「ヤッホー!」
- 2014 中部現展 入選「SORA」
- 2015 詩画集「のぶさんと」英訳発刊(英訳 オハイオ大学 出口綾子氏)
- 2016 岐阜県芸術文化奨励 受賞
- 2017 個展「歓び∞太陽のココロ」開催(ぎふ清流文化プラザ)
- 2018 有賀宣美作品集「宇宙からのおくりもの」発刊

第6期多治見市障害者計画・第5期多治見市障害福祉計画・第1期多治見市障害児福祉計画

発行 平成30年3月(2018年3月)

編集 多治見市役所 福祉部 福祉課

〒507-8787 多治見市音羽町1丁目71番地の1

電話 (0572) 22-1111 (代表) FAX (0572) 24-1621

この冊子300冊を105,300円(税込)で作成しました。

この冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料(Aランク)の みを用いて作成しています。

リサイクル適性の表示:紙ヘリサイクル可





表紙の絵のタイトル 「大きな木と赤い花と青い空と蝉」

